

平成18事業年度

事業報告書

独立行政法人農林水産消費技術センター

目 次

(独立行政法人 農林水産消費技術センター)

1	業務の目的及び内容	1
	(1) 業務の目的	
	(2) 業務の内容	
2	各事務所の所在地	1
	(1) 主たる事務所	
	(2) 従たる事務所	
3	資本金の総額及び政府の出資金並びにこれらの増減	2
4	役員の定数並びに各役員の氏名、役職及び任期	2
5	常勤職員数及びその増減	3
6	法人の沿革	3
7	根拠法	3
8	主務大臣	3
9	年度計画に定めた項目ごとの実績	別添
10	法人の組織図	4

1 業務の目的及び内容

(1) 業務の目的

独立行政法人農林水産消費技術センター（以下「消費技術センター」という。）は、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図り、もって一般消費者の利益の保護に資することを目的とする。

(2) 業務の内容

消費技術センターは、(1)の目的を達成するため、次の業務を行う。

- ① 農林水産物、飲食料品（酒類を除く。以下同じ。）及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。
- ② 前号に掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- ③ 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。
- ④ 日本農林規格による農林物資の格付（格付の表示を含む。）並びにこれに関する技術上の調査及び指導を行うこと。
- ⑤ 第3号に規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。
- ⑥ 前2号に掲げるもののほか、第3号に規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。
- ⑦ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
 - ア ①から⑦の業務のほか、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の9第2項第6号の規定による検査並びに同法第20条の2第1項及び第2項の規定による立入検査を行う。
 - イ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去を行う。

2 各事務所の所在地

(1) 主たる事務所〔1〕

本部

〒330-9731

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟

(2) 従たる事務所〔7〕

小樽センター

〒047-0007

北海道小樽市港町5-3 小樽港湾合同庁舎

仙台センター

〒983-0842

宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎

横浜センター

〒231-0003

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

名古屋センター

〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館

神戸センター

〒651-0082

兵庫県神戸市中央区小野浜町1-4

岡山センター

〒700-0907

岡山県岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎

門司センター

〒801-0841

福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎

3 資本金の総額及び政府の出資額

(単位：千円)

項目 \ 年度	18
資本金の総額	3,540,720
政府の出資額	3,540,720

4 役員

【定数：理事長1名、理事2名以内、監事2名】

役職名	氏名	任期
理事長	戸谷 亨	平成17年4月1日から平成21年3月31日まで
理事	湯川剛一郎	平成17年4月1日から平成19年3月31日まで
監事	齋藤 勉	平成17年4月1日から平成19年3月31日まで
監事	矢野 俊正(非常勤)	平成17年4月1日から平成19年3月31日まで

*理事は、平成19年3月30日付で農林水産省へ異動した。

5 常勤職員数

項目 \ 年度	18
常勤職員数	474

事業年度末における職員数

6 消費技術センターの沿革

昭和24年 輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所を設置

昭和26年 輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所が合併し輸出品検査所となる

昭和47年 農林規格検査所と改称

昭和55年 生糸検査所を統合

平成3年 農林水産消費技術センターに改組

平成13年 独立行政法人となる

7 根拠法

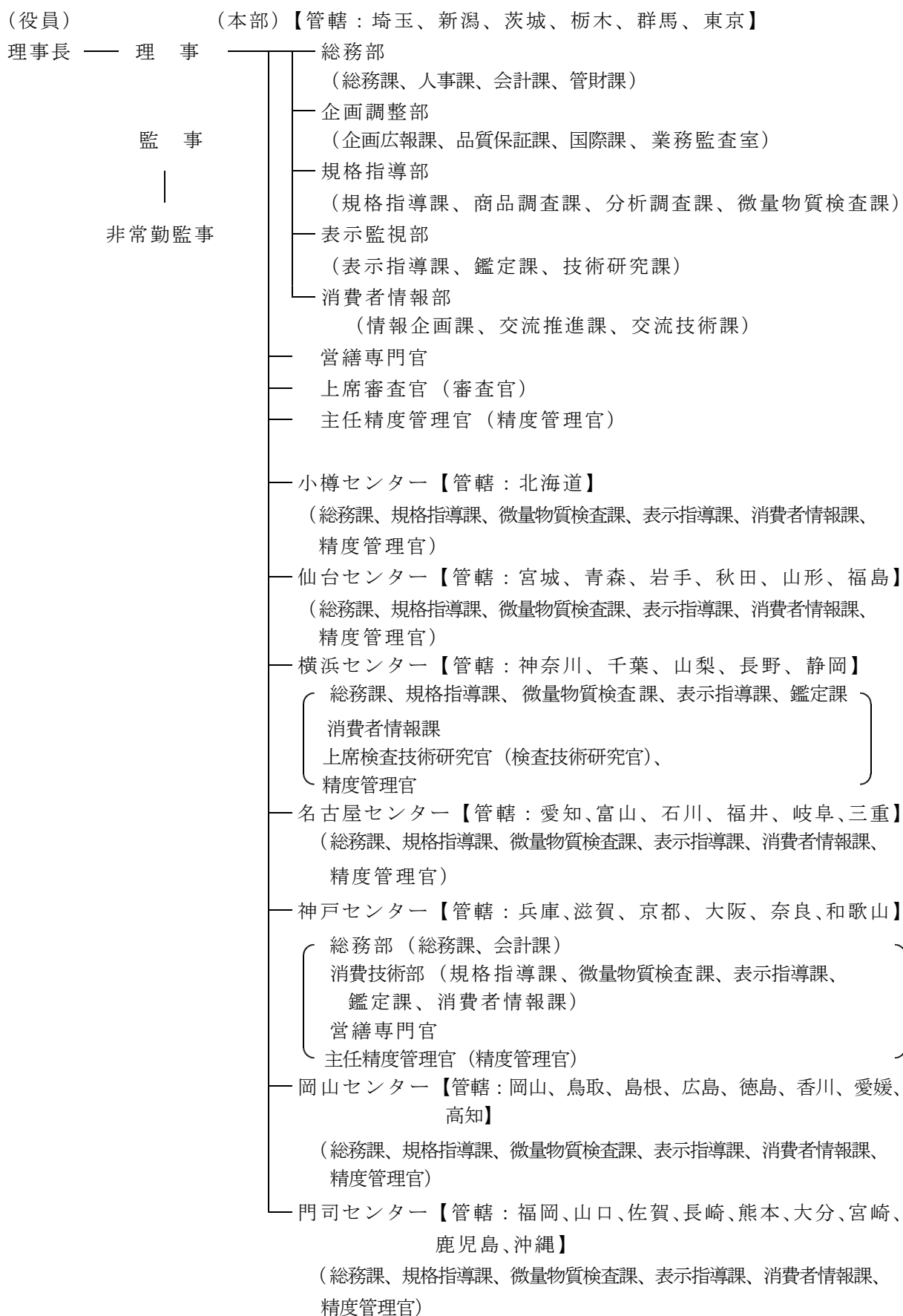
独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成11年法律第183号）

8 主務大臣

農林水産大臣

9 年度計画に定めた項目ごとの実績（別添）

10 法人の組織図（平成18年4月1日）



独立行政法人農林水産消費技術センター平成18年度事業報告書

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	事業年度報告
<p>第1 中期目標の期間 センターの中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。</p> <p>なお、検査検定3法人の統合が行われた場合、センターの中期目標期間は、統合後の法人の中期目標期間に引き継がれるものとする。</p>			
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 業務の重点化・効率化</p> <p>(1) センターは、不正な食品表示や不正なJASマークの監視・取締りを強化するため食品表示監視業務及び登録認定機関(登録外国認定機関を含む。以下同じ。)、認定事業者に対する指導・監督業務といった検査業務に重点化を図る。</p> <p>このため、センター業務のうち検査業務に従事する職員の比率(%)を、平成17年度を基準として中期目標期間中に5ポイント増加させる。</p> <p>また、継続的に業務の見直しを行い、業務全体の効率的な実施を図るものとする。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 業務の重点化・効率化</p> <p>(1) センターは、食品表示監視業務及び登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務に重点化を図るため、管理部門の合理化、情報提供業務等の一層の効率化を行い、検査業務に従事する職員の比率(%)を平成17年度を基準として中期目標期間中に5ポイント増加させる。</p> <p>また、検査業務についても継続的に見直し、その効率的な実施を図る。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 業務の重点化・効率化</p> <p>(1) 独立行政法人農林水産消費技術センター(以下「センター」という。)は、検査業務に従事する職員の比率(%)を平成17年度を基準として中期目標期間中に5ポイント増加させるため、トップマネジメントにより、組織活動の責任と権限を明確化した上で適切な人員配置を行い、本年度は、平成17年度を基準として1ポイント以上増加させる。</p> <p>また、検査業務の効率的な実施を図るため、内部監査の強化等により業務の見直しを行うとともに、業務評価委員会による点検・評価及びマネジメントレビューの結果を規程等に適宜反映させる。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するため平成18年度にとった措置</p> <p>1 業務の重点化・効率化</p> <p>(1) 検査業務の重点化・効率化を図るため、本部の「技術調査部」及び「技術指導部」を、JAS規格関係業務を行う「規格指導部」及び食品表示監視業務を行う「表示監視部」に再編する等の取組みを行い、平成19年1月1日時点(注)における検査業務に従事する職員の比率(%)を平成17年度を基準として1.1ポイント増加させた。</p> <p>また、検査業務の効率的な実施に資するため、農林水産省独立行政法人評価委員会における評価、内部監査の結果及び苦情処理等への対応を踏まえた業務の改善、外部の有識者を構成員に含む業務評価委員会における議論、マネジメントレビューの結果等を踏まえて、業務規程類の見直しを行った。</p> <p style="text-align: right;">注：独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日</p>
<p>(2) 食品表示監視業務については、国(地方農政局)、地方</p>	<p>(2) 食品表示監視業務については、国、地方公共団体等との</p>	<p>(2) 品質表示基準の遵守状況の確認のための食品表示の監視業務(以下「食品</p>	<p>(2) 品質表示基準の遵守状況の確認のための検査の実施に当たっては、試験研究機関等と連携して実施したセンターの</p>

<p>公共団体等との役割分担を踏まえ、センターの有する農林物資の分析技術とその活用によって蓄積された専門技術的知見が必要とされる検査等に重点化を図るとともに、平成17年度を基準として、検査に要する時間を中期目標期間中に10%削減し、検査の効率化を図る。</p>	<p>役割分担を踏まえ、センターの有するDNA解析技術及び微量成分の検査分析技術等の食品等に関する分析技術とその活用によって蓄積された専門技術的知見が必要とされる検査等に重点化を図るとともに、検査の方法又は工程の見直し、新たな検査方法の導入等による効率的な検査の実施により、平成17年度を基準として、検査に要する時間を中期目標期間中に10%削減し、検査の効率化を図る。</p>	<p>表示監視業務」という。)について、農林水産物、飲食料品及び油脂(以下「食品等」という。)に関する分析技術とその活用によって蓄積された専門技術的知見が必要とされる検査等に重点化を図るため、センターの調査研究によって得られた成果を活用した特定品目に係る重点的な検査を2回以上行う。</p> <p>また、食品表示監視業務に係る検査に要する時間を平成17年度を基準として中期目標期間中に10%削減するため、本年度は分析試験ごとに分析実施センターの集約化等について検討し、当該業務に係る検査に要する時間を平成17年度を基準として2%程度削減する。</p>	<p>調査研究の成果を活用し、以下のとおり重点的な検査を2回(2品目)実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アサリの表示に関する緊急特別調査 100件 ・しいたけの表示に関する特別調査 253件 <p>また、食品表示監視業務に係る検査に要する時間を削減するため、同一品目の分析試験を集中的に実施し、検査に要する時間を平成17年度を基準として3.7%削減した。</p>
<p>(3) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務については、食品表示の真正性確認に係る調査及び研究を重点的に行うため、表示の真正性確認に係る調査及び研究課題の比率を全体の80%以上とするとともに、その実施体制の強化を図る。</p>	<p>(3) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務については、食品表示の真正性確認に係る調査及び研究を重点的に行うため、表示の真正性確認に係る調査及び研究課題の比率を全体の80%以上とするとともに、各地域センターで実施していた調査及び研究を本部及び特定の地域センターに集約して行う。</p>	<p>(3) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究の重点化を図るため、全調査研究課題のうち、表示の真正性確認に係る調査及び研究課題の比率を全体の80%以上とするとともに、調査及び研究については本部、横浜及び神戸センターに集約して行う。</p> <p>なお、年度途中で実施すべき課題が発生した場合には、この割合に留意し、必要に応じて課題の調整を行う。</p>	<p>(3) 平成18年度中に実施した調査研究課題23課題のうち、表示の真正性確認に係る調査研究を22課題実施し、全体に占める比率を96%とした。また、従来、各センターで実施していた調査及び研究については、本部、横浜及び神戸センターに集約して行った。</p> <p>なお、23課題のうち「貝類判別法の検討」については、国内に輸入されてるアサリにおける産地表示に対する消費者の関心が高い状況にあったことから、調査研究推進委員会において表示の真正性確認に係る技術として必要性が高いと判断され、年度途中で追加して実施した。</p>
<p>(4) 登録認定機関の登録及びその更新時における調査については、農林水産省の調査指示から報告までの目標期間(30業務日(ただし、申請者に対し、照会、追加・補足資料等が必要とされ、事務処理を行うことができなかった等の期間を除く。以下同じ。))を中期目標期間中に10%削減す</p>	<p>(4) 登録認定機関の登録及びその更新時における調査については、検査員の能力向上と適切な進行管理により、農林水産省の調査指示から報告までの目標期間(30業務日(ただし、申請者に対し、照会、追加・補足資料等が必要とされ、事務処理を行うことができなかった等の期間を除く。以下</p>	<p>(4) 登録認定機関(登録外国認定機関を含む。以下同じ。)の登録及びその更新時における調査(以下「技術上の調査」という。)については、中期目標期間中に農林水産省の調査指示から報告までの目標期間(30業務日(ただし、申請者に対し、照会、追加・補足資料等が必要とされ、事務処理を行うことができなかった等の期間を除く。以下同じ。))を10%削減するため、</p>	<p>(4) 技術上の調査については、農林水産省の調査指示から報告までの目標期間(30業務日)を削減するため、以下の取組を行い、調査を行った256件すべての案件について、目標期間内に報告した。</p>

<p>る。</p>	<p>同じ。))を中期目標期間中に10%削減する。</p>	<p>以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 目標期間の削減を図るため事務処理の簡素・合理化等について検討を行う。 ○ 登録認定機関等の技術上の調査に係る基準文書を必要に応じて見直すとともに、検査員への周知徹底及び教育訓練を行うことにより検査員の能力向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務処理手順の簡素化・合理化等について検討を行い、調査結果の判定を行う技術委員会の委員構成及び構成人数を変更する等、技術上の調査に係る基準文書を見直した。 また、検査員に対し、これまでの技術上の調査等の実績を事例演習に反映させた研修を4回(35名参加)実施することにより、検査員の調査能力の向上を図った。
<p>(5) リスク管理のための有害物質の分析業務については、平成17年度を基準として、試料の分析に要する時間を中期目標期間中に10%削減し、年間を通じた均等な業務の実施に努め、効率化を図る。</p>	<p>(5) リスク管理のための有害物質の分析業務については、同一品目の集中的な実施、分析の作業工程の最適化等による効率的な分析の実施により、平成17年度を基準として、試料の分析に要する時間を中期目標期間中に10%削減する。 また、月別の分析件数を平準化することにより、業務の効率化を図る。</p>	<p>(5) リスク管理のための有害物質の分析業務については、平成17年度を基準として、試料の分析に要する時間を中期目標期間中に10%削減するため、本年度は同一品目の集中的な実施、分析の作業工程の最適化について検討し、平成17年度を基準として分析時間を2%程度削減する。 また、分析要員に対する教育訓練、技能試験等との実施時期の調整を図り、月別の分析件数を平準化することにより、業務の効率化を図る。</p>	<p>(5) リスク管理のための有害物質の分析業務の効率化のため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部精度管理及び麦類の残留農薬試験の方法を見直し、残留農薬の分析に要する時間を平成17年度を基準として2.5%削減した。 ○ リスク管理のための有害物質の分析のうち、調整が可能な品目の実施時期を調整することにより、月別の分析件数を平準化するとともに、分析要員の教育訓練、技能試験等の実施時期の調整を行うことにより、月別の業務量の平準化を図った。
<p>(6) 消費者等に対する情報提供業務については、食品等の品質及び表示、遺伝子組換え食品並びに農産物の残留農薬等、消費者の関心の高い情報の発信に重点化を図る。 また、消費者・企業からの相談、食品等の調査の結果及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)関係業務により蓄積された情報の中から必要な情報を迅速に提供する体制を維持するととも</p>	<p>(6) 消費者等に対する情報提供業務については、食品等の品質及び表示、遺伝子組換え食品並びに農産物の残留農薬等、消費者等の関心の高い情報を重点的に収集・整理し、インターネット及びメールマガジンによる効率的かつ迅速な情報発信、講習会等を通じた情報の提供を行う。 また、消費者・企業からの相談、食品等の調査の結果及びJAS法関係業務により得られた情報をセンター業務情報化システムにより迅速に集積・</p>	<p>(6) 消費者等に対する情報提供業務については、食品等の品質及び表示、遺伝子組換え食品並びに農産物の残留農薬等、消費者等の関心の高い情報を重点的に収集・整理し、インターネット(ホームページ及びメールマガジンを含む。以下同じ。)による効率的かつ迅速な情報発信、講習会等を通じた的確な情報の提供を行うため、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者等の関心の高い情報を重点的に収集するためのアンケート調査等を実施する。 	<p>(6) 消費者等に対する情報提供業務については、食品等の品質及び表示、遺伝子組換え食品並びに農産物の残留農薬等、消費者等の関心の高い情報を重点的に収集・整理し、インターネットによる効率的かつ迅速な情報発信、講習会等を通じた的確な情報の提供を行うため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者及び企業等の関心事項を把握するため、以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌及びメールマガジンの利用者に対し、アンケ

<p>に、電子媒体等の活用による情報の効率的な発信に努める。</p>	<p>整理し、一元的に管理する体制を維持することにより、必要な情報を迅速に提供する。 なお、消費者等の関心を把握するため、アンケート調査等を実施する。</p>	<p>○ インターネット上の情報内容をより充実したものとし、消費者等が情報検索を容易に行えるようにするため、また、職員が対応する相談等業務の効率化に資するために、収集した情報の整理を行う。 なお、その方法と提供情報及び検索システム等については、広報企画委員会において検討及び改善を図る。</p> <p>○ 消費者・企業からの相談、食品等の調査及びJAS関係業務により得られた情報をセンター業務情報化システム等により迅速に集積・整理し、一元的に管理する体制を維持する。</p>	<p>ート調査を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページに関する意見要望等を随時受け付けるコンテンツを引続き設置した。 ・ 講習会及び研修会の課題等の選定に資するため、センターが開催する講習会の際に、アンケート調査を行った。 <p>[資料1]</p> <p>○ ホームページ上の情報内容をより充実したものとし、また、職員が対応する相談等業務の効率化に資するため、消費者等の関心の高い情報を新聞及びインターネット等により収集し、整理した。 また、広報企画委員会において、情報収集の方法と提供情報について検討及び改善を図った。 なお、ホームページ利用者の利便性向上に資するため、ホームページの情報検索システム等の改善について検討した結果、改善の必要はなかった。</p> <p>○ センター業務情報化システムの見直し及びマニュアルの整備等を行い、JAS関係業務等により得られた情報を集積・整理し、一元的に管理する体制を維持、改善した。</p>
<p>(7) 生系のJAS規格による格付業務については、平成21年3月1日に廃止し、当該業務に係る要員及び経費の合理化を図る。</p>	<p>(7) 生系のJAS規格による格付業務については、平成21年3月1日に廃止し、平成21年2月末日までの経過措置期間中は、受付、サンプリング等の一部の業務を除き、格付業務を神戸センターに集約することにより、要員及び経費の合理化を図る。</p>	<p>(7) 生系のJAS規格による格付業務については、受付、サンプリング等の一部の業務を除き、神戸センターに集約することにより、要員及び経費の合理化を図る。</p>	<p>(7) 生系のJAS規格による格付業務については、利用者の利便性にも留意しつつ、受付、サンプリング等の一部の業務を除き、神戸センターに集約した。</p>
<p>2 組織体制の整備 (1) 行政ニーズ及び社会情勢の変化に柔軟に対応するため、理事長の指導の下、効率的に業務を推進するための組織体制を整備する。</p>	<p>2 組織体制の整備 (1) 行政ニーズ及び社会情勢の変化に柔軟に対応するため、理事長の指導の下、組織の体制を適宜見直すとともに、スタッフ制の活用などにより機</p>	<p>2 組織体制の整備 (1) 社会情勢の変化と科学技術の進歩に的確に対応した機動的かつ効率的な業務を推進できるよう、以下により組織体制の整備及び組織運営を行う。</p>	<p>2 組織体制の整備 (1) 社会情勢の変化と科学技術の進歩に的確に対応した機動的かつ効率的な業務を推進できるよう、以下により組織体制の整備及び組織運営を行った。</p> <p>○ 検査業務の重点化・効率化を図るため、本部の「技術調</p>

	<p>動的で柔軟な業務運営を行う。</p>	<p>○ 理事長はセンターの現状の課題を認識し、的確な業務運営を行うとともに業務の改善を図るため、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果の通知を受けた後、マネジメントレビューを実施する。</p> <p>なお、実施に当たっては、センターが業務の信頼性を確保するために行う内部監査や苦情処理等の結果を踏まえたものとする。</p> <p>○ 本部の各部及び各地域センターに業務量を勘案してスタッフ職員を配置する。</p> <p>また、業務の進捗状況等に対応して、スタッフ職員の業務内容を調整する。</p>	<p>査部」及び「技術指導部」を、JAS規格関係業務を行う「規格指導部」及び食品表示監視業務を行う「表示監視部」に再編した。</p> <p>○ 平成17年度の業務実績の評価結果、平成18年度の業務の進捗状況、内部監査・苦情処理の結果等を踏まえ、マネジメントレビューを実施するとともに、その結果に基づき、検査検定3法人の統合に向けた取組及び立入検査等結果の事務処理の迅速化等について、理事長から本部の部長及び各地域センター所長に対して改善指示を行った。</p> <p>○ 本部の各部及び各地域センターに年間業務量を勘案して主任調査官を配置した。</p> <p>また、スタッフ職員を配置した課については、課長の指示により、業務の進捗状況等に対応して、スタッフ職員の業務内容を調整した。</p>
<p>(2) 業務運営（会計を含む。）を横断的に監査する内部監査体制の充実・強化を図る。</p>	<p>(2) 内部監査体制を充実・強化し、業務の改善及び効率化を図るため、業務運営（会計を含む。）を横断的に監査する専任の部署を設置する。</p> <p>また、外部の有識者を活用した業務運営の改善を定期的に行う。</p>	<p>(2) 内部監査体制を充実・強化し、業務の改善及び効率化を図るため、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>○ 業務運営（会計を含む。）を横断的に監査する業務監査室を設置する。</p> <p>○ 業務運営の改善を定期的に行うため、第2四半期終了後を目途に外部の有識者を含めた業務評価委員会による点検・評価を行う。</p>	<p>(2) 内部監査体制を充実・強化し、業務の改善及び効率化を図るため、以下の取組を行った。</p> <p>○ 総務部門及び業務部門の業務運営を横断的に監査する業務監査室を設置することにより、業務を継続的に改善し、業務の信頼性を確保する体制を充実・強化した。</p> <p>○ 業務運営の改善を定期的に行うため、平成19年1月に外部の有識者を含めた業務評価委員会を開催し、平成17年度における業務実績の評価結果及びこれへの対応状況並びに平成18年度マネジメントレビューの結果について点検・評価を行った。</p> <p>なお、平成18年度は統合準備作業との関係で、開催時期が第3四半期終了後となった。</p>
<p>(3) 検査検定3法人の統合に向</p>	<p>(3) 組織の再編統合の検討及び</p>	<p>(3) 独立行政法人肥飼料検査所及び独立</p>	<p>(3) 独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農薬検査所</p>

<p>けた検討を行う中で、そのメリットを最大限発揮するとともに、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、組織について、管理部門等の効率化を含めた再編統合を行い、早期に一体的な運営を図るための検討を行う必要がある。このため、統合後の組織体制の検討及び円滑な再編を実施するための必要な体制を整備する。</p>	<p>円滑な再編を実施するため、検査検定3法人を横断した体制を整備する。</p>	<p>行政法人農業検査所との統合に向けた検討 平成19年4月の統合法人発足時から統合メリットを発揮するため、センター、独立行政法人肥飼料検査所及び独立行政法人農業検査所（以下「検査検定3法人」という。）合同の統合準備委員会の下、各種専門委員会を設置し、さらに質の高い業務の実施を可能とする体制を構築するための検討を行う。</p>	<p>との統合に向けた検討 検査検定3法人の役員を構成員とする検査3法人統合準備委員会を設置し、統合法人の組織体制及び事務事業の効率化等について検討を行うとともに、農林水産省との綿密な連携の下に統合準備作業を進めた。 また、検査3法人統合準備委員会のもと、業務に関する事項を検討する業務検討グループ、人事、会計等総務に関する事項を検討する総務検討グループを設置し、細部事項の検討を行った。</p>
<p>3 業務運営能力の向上 科学技術の進歩に対応しつつ確かな検査・分析の実施に資するよう、職員の技術的水準の維持・向上を図るための研修及び資格の取得を計画的に推進するとともに、先進的な技術、知識等の導入に努める。</p>	<p>3 業務運営能力の向上 科学技術の進歩に対応しつつ確かな検査・分析の実施に資するよう、職員の技術的水準の向上を図るため、次に掲げる研修及び資格等の取得を計画的に推進する。 (1) 研修 ・ 機器分析研修 ・ IS09000審査員研修 (2) 資格の取得 ・ 放射線取扱主任</p>	<p>3 業務運営能力の向上 (1) 職員の技術的水準の向上による業務運営能力の向上のため、次に掲げる資格の取得又は研修等を行う。 ○ 職員の技術的水準の向上及び資格等の取得を計画的に実施するため、別に定める職員技術研修中期計画に基づき研修を行うとともに、研修企画委員会を開催し、必要に応じて当該中期計画の見直しを行う。 ○ 職員技術研修中期計画に基づき、IS09000審査員研修コースを受講させ、修了試験の合格者を確保する。 ○ 放射性同位体を利用した分析機器を適切に取り扱うため、各センターに放射線取扱主任者を配置し、必要に応じて、職員に放射線取扱主任者の資格を取得させる。</p>	<p>3 業務運営能力の向上 (1) 職員の技術的水準の向上による業務運営能力の向上のため、以下の資格の取得又は研修等を行った。 ○ 職員技術研修中期計画に基づき、研修を以下のとおり行った。また、研修企画委員会の審議結果を踏まえ、職員技術研修中期計画の見直しを行った。 [資料2] ・ 機器操作研修 37回（延べ133名） ○ 職員技術研修中期計画に基づき、IS09000審査員研修コースを6名に受講させ、以下のとおり有資格者を確保した。 ・ IS09000審査員研修修了者 42名（新規 6名） ○ 放射性同位体を利用した分析機器を適切に取り扱うため、本部及び各地域センターに放射線取扱主任者を配置した。 なお、新たに資格を取得させる必要はなかった。 ・ 放射線取扱主任者 40名（新規 0名）</p>
<p>また、検査分析技術への先進的な技術、知識等の導入に努める。</p>	<p>また、検査分析技術への先進的な技術、知識等の導入に努める。</p>	<p>(2) 調査分析等に係る先進的な技術、知識等の導入を図るため、以下の措置を講じる。 ○ 先進的な検査分析技術等の導入を図</p>	<p>(2) 調査分析等に係る先進的な技術、知識等の導入を図るため、以下の取組を行った。 ○ 先進的な検査分析技術等の導入を図るため、以下のとお</p>

<p>また、検査検定3法人の統合に向けた検討を行うことにより、効率的かつ効果的な運営が行われるよう、検査・検定の知識・技術の共有化を図るための取組を行う。</p>	<p>さらに、検査・検定の知識・技術の共有化を図るよう、検査検定3法人合同で研修を行う。</p>	<p>るため、必要に応じて大学及び研究機関等との共同研究及び技術交流を行う。</p> <p>○ 職員の技術力の向上を図るため、遺伝子組換え食品の検査技術、安定同位体比測定技術等の最新の分析技術に関する研修を行う。</p> <p>(3) 平成19年4月に統合が予定されている検査検定3法人の検査・検定の知識・技術の共有化に資するための合同研修を行う。</p>	<p>り職員を他機関に派遣し、共同研究及び技術交流を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所 2名（共同研究） ・独立行政法人水産総合研究センター 1名（共同研究） ・環境省環境調査研修所 8名 ・北九州市環境科学研究所 1名 <p>○ 職員の技術力の向上を図るため、遺伝子組換え食品の検査技術、安定同位体比測定技術等、分析技術に関する研修を延べ89回（延べ626名）行った。</p> <p>(3) 検査検定3法人の検査・検定の知識・技術の共有化に資するため、検査検定3法人合同で、各法人の業務内容等に関する研修、GLP制度に関する研修及び食品安全に係るリスク管理に関する分析技術研修を実施した。（3回 延べ27名）</p>
<p>4 外部委託（アウトソーシング）による業務の効率化</p> <p>専門技術的知見の必要性が低い作業等の中で、以下の業務については早期にアウトソーシングを行う。また、以下の業務以外についてもアウトソーシングを行う方が効率的な業務を整理し、当該業務のアウトソーシングを推進する。</p> <p>(1) JAS規格見直し作業のためのアンケート調査票の発送及び回答の集計作業</p> <p>(2) 専門技術的知見の必要性が低い試薬調製作業等</p>	<p>4 外部委託（アウトソーシング）による業務の効率化</p> <p>専門技術的知見の必要性が低い作業等の中で、以下の業務については早期にアウトソーシングを行う。なお、検査検定3法人の統合が行われた後は、検査検定3法人一体となってアウトソーシングを推進する。</p> <p>(1) JAS規格見直し作業のためのアンケート調査票の発送及び回答の集計作業</p> <p>(2) 専門技術的知見の必要性が低い試薬調製作業等</p> <p>(3) JAS製品の検査データの入力</p> <p>(4) ホームページの運営管理</p> <p>このため、次の規程（仮称）</p>	<p>4 外部委託（アウトソーシング）による業務の効率化</p> <p>(1) 検査検定3法人合同の「業務運営改善委員会（仮称）」を設置し、情報の取扱いや検査分析業務の信頼性の確保に留意しつつ、以下の業務については早期にアウトソーシングを行うための検討を行うとともに、アウトソーシングを行うための基準文書を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アンケート調査票の発送及び回答の集計作業 ○ 専門技術的知見の必要性が低い試薬調製作業等 ○ 検査分析データの入力 ○ ホームページの運営管理 	<p>4 外部委託（アウトソーシング）による業務の効率化</p> <p>(1) 検査3法人統合準備委員会の下に設置した業務運営改善委員会において「業務外部委託（アウトソーシング）推進の方針」を、センターにおいて「アウトソーシング実施要領」を定めた。また、これらをもとに、年度計画に記載されたアウトソーシング検討事項について検討を行い、外部の専門業者に委託した方が業務運営の効率化に資するものとして、以下の業務についてアウトソーシングを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JAS規格見直し作業のためのアンケート調査票の発送及び回答の集計作業 ・ 試薬調製作業

<p>(3) JASマークの付された農林物資（以下「JAS製品」という。）の検査データの入力</p> <p>(4) ホームページの運営管理</p>	<p>等を整備する。</p> <p>(1) 業務外部委託規程</p> <p>(2) 委託（入札）仕様書</p> <p>(3) 委託先（業者）選定基準</p> <p>また、上記の業務以外についてもアウトソーシングを行う方が効率的な業務を整理するため、検査検定3法人合同の「業務運営改善委員会（仮称）」による検討を行う。</p>	<p>(2) (1)の業務以外の業務についても、効率化を図るため、「業務運営改善委員会（仮称）」において、アウトソーシングの可能性を検討する。</p>	<p>(2) 上記の業務以外について、業務運営改善委員会でアウトソーシングの可能性を検討し、平成19年4月以降に新法人が発行する広報誌の発送作業についてアウトソーシングを行うこととした。</p>
<p>5 分析機器に関する効率化</p> <p>センターに設置されている分析機器等については、その稼働状況等を踏まえ、有効活用及び効率的な運用を図るとともに、その更新に当たっては、検査検定3法人全体の必要性を踏まえた精査を行う。</p>	<p>5 分析機器に関する効率化</p> <p>センターに設置されている分析機器等については、定期的に機器の稼働状況等の調査を行い、その結果を踏まえた検査計画を策定することにより、既存の機器の稼働率の向上を図る。</p> <p>また、分析機器等の更新に当たっては、耐用年数の経過状況等のほか、検査検定3法人全体としての必要性を十分に検討する。</p>	<p>5 分析機器に関する効率化</p> <p>分析機器の稼働率の向上を図るため、機器の稼働状況等の調査を行い、次年度の検査計画の策定に反映させる。</p> <p>また、機器の新規購入及び更新に当たっては、検査検定3法人全体としての必要性について検討する。</p>	<p>5 分析機器に関する効率化</p> <p>分析機器の稼働状況等の調査を行い、機器の保有状況に応じた分析件数にする等、平成19年度の検査計画の策定に反映させた。</p> <p>また、機器の新規購入及び更新に当たっては、分析試験業務運営委員会においてセンターの方針を審議するとともに、業務運営改善委員会において、検査検定3法人全体としての必要性について検討を行い、整備方針を決定した。この結果、購入予定であった蛍光X線装置について、肥飼料検査所で所有しているものを活用することにより効率的な業務運営を図った。</p>
<p>6 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、検査検定3法人の各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制する。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを発揮することにより、更なる経費</p>	<p>6 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、検査検定3法人の各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、検査業務等の合理化と効率化を図り、少なくとも対前年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制する。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを発揮するこ</p>	<p>6 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>上記1～5に掲げる措置により、人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制する。</p>	<p>6 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>人件費を除く運営費交付金で行う事業について、対前年度比で一般管理費を3.0%、業務経費を5.6%削減した。</p>

<p>の抑制を行う。</p>	<p>とにより、更なる経費の抑制を行う。</p>		
<p>7 人件費の削減 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間に於いて、検査検定3法人全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について5%以上の削減を行う。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを發揮することにより、更なる人件費の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえた給与体系の見直しを進める。</p>	<p>7 人件費の削減 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間に於いて、検査検定3法人全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について5%以上の削減を行う。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを發揮することにより、更なる人件費の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>7 人件費の削減 業務の効率化を図り、人員を削減することにより、人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について、本年度は1%以上の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>7 人件費の削減 業務の効率化を図り、人員を平成18年1月1日時点(注)の常勤職員498名から474名(平成19年1月1日時点)と24名削減することにより、人件費を4.9%削減した。 また、国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえ俸給表の見直し、昇給期の一元化、地域手当の導入等を行った。 注：独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 食品表示監視業務 食品表示の監視業務については、DNA解析技術、微量成分の検査分析技術等の科学的手法を用いた食品表示の真正性の検査を毎年度6,000件以上行い、偽装の疑いが生じた場合には、農林水産省からの指示に基づき、速やかに立入検査又は任意調査を実施する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置 1 食品表示監視業務 食品表示の監視業務については、DNA解析技術、微量成分の検査分析技術等の科学的手法を用いた食品表示の真正性の検査を、以下により、毎年度6,000件以上行う。その結果、偽装の疑いが生じた場合には、農林水産省からの指示に基づき、製造業者、販売業者、輸入業者等に</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置 1 食品表示監視業務 食品表示の監視業務については、DNA解析技術、微量成分の検査分析技術等の科学的手法を用いた食品表示の真正性の検査6,000件以上を適切に実施するために、次に掲げる措置を講じる。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置 1 食品表示監視業務 食品表示の監視業務については、科学的手法を用いた食品表示の真正性の検査を加工食品について5,330件、生鮮食品について737件、計6,067件実施した。 その結果、不適正な表示が認められた加工食品360件について、製造業者等に対して文書による是正指導を行うとともに、農林水産省による行政指導が必要と思われる重大な不適正(201件)について、農林水産省に報告した。 また、不適正な表示が認められた生鮮食品50件について、検査結果を農林水産省に報告した。</p>

[資料3]

上記のほか、JAS規格の定期見直しに係る調査分析等において不適正な表示が認められた30件について、製造業者等に対して文書による是正指導を行った。

対し立入検査又は任意調査（以下1において「立入検査等を行う職員に資格要件を設け、検査能力等の資質、検査経験等を勘案した立入検査等職員の適切な人選を行い、立入検査等に関する基準文書に基づき厳正に実施する。

(1) 前年度の検査で不適合の多かった品目については、検査件数を増加させる。

(1) 平成17年度の検査で不適合の多かった「茶、コーヒー及びココアの調整品」、「穀類加工品」等の検査件数を増加する。

(1) 平成17年度の検査において不適合率の高かった品目について、以下のとおり検査件数を昨年度より増加させた。

品目	平成17年度 検査件数(%)	平成18年度 検査件数(%)
・茶、コーヒー及びココアの調整品（茶）	217 (4.3)	526 (9.9)
・穀類加工品（米加工品）	92 (1.8)	120 (2.3)
・農産物加工品（ジャム類）	133 (2.7)	216 (4.1)
・調味料（みそ）	107 (2.1)	153 (2.9)

注：（ ）内の数値は、加工食品の検査件数に占める割合（%）である。

(2) 消費者の関心の高い品目を対象に、毎年度4回以上の重点的な検査を行う。

(2) 消費者の関心の高い品目を対象とした重点的な検査を行うに当たっては、調査事項、実施時期を調整し、各センターで一斉に行う等の効率的な対応に努めることにより4回以上行う。

(2) 消費者の関心の高い品目について、以下のとおり本部及び各地域センターで一斉に重点的な検査を4回行った。

[農林水産省関係部局と連携して行った調査]

・しいたけの表示に関する特別調査	253件
・牛肉及び牛肉加工品等の表示に関する緊急特別調査	
牛肉	302件
牛肉加工品	100件
・アサリの表示に関する緊急特別調査	100件

[センターが独自で行った調査]

・緑茶の表示に関する重点調査	241件
----------------	------

(3) 遺伝子組換えに係る表示が行われている食品の検査を毎年度500件以上行うとともに、表示に疑義が生じた場合には、

(3) 遺伝子組換えに係る表示が行われている食品の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して対象製品を選定し、500件以上の

(3) 遺伝子組換えに係る表示が行われている食品の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して501件実施した。（加工食品416件、生鮮品85件）
なお、検査の結果、組換え遺伝子が検出されたもの等157

分別生産流通管理に係る調査を行う。

検査を適切に行う。

なお、分別生産流通管理の実施に疑義があった場合には、製造業者、流通業者等に対する分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、可能な範囲において、原料農産物入手し、遺伝子組換え体の混入率について検査分析を行う。

件のうち、分別生産流通管理の実施状況等の調査を154件行った。また、平成17年度に実施した遺伝子組換え食品の検査のうち、分別生産流通管理の調査未了分1件についても調査を行った。以上の調査の結果、不適切な管理が認められた案件はなかった。

平成18年度における分別生産流通管理の調査未了分3件については、平成19年度に引き続き調査を行うこととしている。

(4) 食品の産地表示に関する検査を毎年度600件以上行う。

(4) 食品の産地表示に関する検査については、産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を調整して600件以上を適切に行う。

(4) 食品の産地表示に関する検査については、産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を調整して989件実施した。(加工食品657件、生鮮食品332件)
その結果、不適正な表示が認められた加工食品108件について、製造業者等に対して文書による是正指導を行うとともに、農林水産省による行政指導が必要と思われる重大な不適合(66件)について、農林水産省に報告した。
また、不適正な表示が認められた生鮮食品35件について、検査結果を農林水産省に報告した。

品 目	件 数
加工食品	657
乾しいたけ	253
塩干魚介類 (アジ・サバ)	192
塩蔵わかめ	62
農産物漬物 (梅漬物)	150
生鮮食品	332
黒大豆	25
ネギ	84
シジミ	100
アサリ	104
ゴボウ	16
ショウガ	3
合 計	989

(5) 検査結果については、結果を取りまとめ毎年度公表する。

(5) 検査結果については、早急に結果を取りまとめ、農林水産省関係部局と連携し、報道発表等により公表する。

(5) 平成17年度の加工食品の表示の真正性に係る検査結果について、農林水産省関係部局と連携し、プレスリリースを行うとともに、ホームページ上で公表した。

		<p>(6) 食品表示の真正性の検査の結果、偽装の疑いが生じ、製造業者、販売業者、輸入業者等に対する立入検査又は任意調査（以下「立入検査等」という。）を実施する場合には、適切に実施するとともに、立入検査等の終了後原則3業務日以内に報告するために、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>○ 立入検査等を行うに当たっては、立入検査等に関する基準文書に基づき厳正に実施する。 また、基準文書は必要に応じて見直しを行い、内容の充実を図る。</p> <p>○ 立入検査等の終了後の報告が3業務日を超えた場合には、その都度その原因を究明し、以後の立入検査等の業務改善に活用する。</p>	<p>(6) 農林水産省からの指示等に基づき、食品表示監視業務に係る立入検査等を適切に実施するとともに、立入検査等の終了後3業務日以内に報告するため、以下の取組を行った。</p> <p>○ 立入検査等に関する基準文書に基づき、立入検査を4件（7事業所）、任意調査を123件（152事業所）、計127件（159事業所）実施した。このうち、3業務日以内に報告した件数は104件であった。 また、立入検査等のほか、農林水産省等が指示又は指導を行った事業者に対する改善状況の確認調査を52件（67事業所）実施し、都道府県等からの要請により、9件（10事業所）の立入検査等に協力した。 なお、基準文書については、検査結果の事務処理の迅速化のため、報告が3業務日を超えた案件の原因究明の結果を踏まえた手順書の見直しを行い、内容の充実を図った。</p> <p>○ 3業務日以内に報告できなかった案件が23件あったが、このうち10件は報告期限が定められていなかった平成17年度に着手し平成18年度に報告した任意調査であることから、これらを除く案件（13件）について原因を究明し、手順書の改正を行う等、以後の立入検査等の業務改善に活用した。</p>
<p>2 登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務</p> <p>(1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第67号）による改正後のJAS法（以下「改正</p>	<p>2 登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務</p> <p>(1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第67号）による改正後のJAS法により、センターの</p>	<p>(7) 農林水産省又は都道府県が行う食品表示の真正性の検査又は調査において、協力要請又は技術支援等の要請があった場合には、可能な限り応じる。</p> <p>2 登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務</p> <p>(1) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づきセンターが行う技術上の調査並びに登録後において登録認定機関が引き続き</p>	<p>(7) 農林水産省又は都道府県が行う食品表示の真正性の検査又は調査において、協力要請又は技術支援等の要請があった204件について適正に対応した。</p> <p>2 登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務</p> <p>(1) JAS法に基づきセンターが行う技術上の調査及び定期的調査を適切に実施するため、以下の取組を行った。</p>

JAS法」という。)により、センターの業務に登録認定機関の登録及びその更新の申請時における調査が追加されたことから、「ISO/IEC17011適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」(以下「ISO/IEC17011」という。)に基づき、登録認定機関の登録及びその更新の申請時における技術上の調査(以下「技術上の調査」という。)を実施し、農林水産省の調査指示から報告までの目標期間(30業務日)内に結果を報告する。

また、登録後において登録認定機関が引き続き登録基準に適合しているか否かを確認するための定期的な調査(以下「定期的調査」という。)については、原則として登録認定機関ごとに毎年度1回以上実施する。

業務に追加された登録認定機関の登録及びその更新の申請時における調査(以下「技術上の調査」という。)については、「ISO/IEC17011適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」(以下「ISO/IEC17011」という。)に基づき実施し、農林水産省からの調査指示から報告までの目標期間(30業務日)内に結果を報告する。

また、登録後において登録認定機関が引き続き登録基準に適合しているか否かを確認するための定期的な調査(以下「定期的調査」という。)については、原則として登録認定機関(分析業務の外部委託を行っている場合は、委託先の分析機関も含む。)ごとに毎年度1回以上実施し、必要に応じて是正のための指導及び追加調査を行う。

なお、技術上の調査及び定

登録基準に適合しているか否かを確認するための定期的な調査(以下「定期的調査」という。)を適切に実施するため次に掲げる措置を講じる。

○ 適切に技術上の調査及び定期的調査を遂行するため、「ISO/IEC17011適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」(以下「ISO/IEC17011」という。)に基づく業務執行体制を維持し、基準文書を必要に応じて見直す。

○ 技術上の調査を行うに当たっては、農林水産省からの調査指示から報告までの目標期間(30業務日)内に結果を報告するため、調査の進行管理を的確に行う。

○ 技術上の調査の公平性、信頼性を確保するため、職員で構成する技術委員会(当該調査を行った者を除く。)において調査結果をレビューする。

○ 定期的調査は、登録認定機関ごとにその認定事業者数等を勘案した調査計画を作成し、計画的に行うとともに進捗状況を常に把握する。

○ 定期的調査は、登録認定機関の認定を行う事業所における調査(以下「事業所調査」という。)をすべての対象機関について、原則として1回以上行う。

また、事業所調査は、(3)に定める格付品検査及び立会調査((1)において同じ。)と連動して行う。

○ 適切に技術上の調査及び定期的調査を遂行するため、「登録認定機関等の調査等業務に係る要員の資格基準」及び「技術委員会設置・運営要領」等の基準文書の見直しを行った。

○ 技術上の調査を以下のとおり実施し、進行管理を的確に行うことにより、調査を行った256件全てについて目標期間(30業務日)内に農林水産省関係部局へ調査結果を報告した。

	新規	変更	合計
登録認定機関	47	188	235
登録外国認定機関	15	6	21
合計	62	194	256

○ 技術上の調査結果については、当該調査を行った者を除く職員で構成する技術委員会において調査結果を審査することにより、調査の公平性、信頼性を確保した。

○ 定期的調査については、登録認定機関ごとにその認定事業者数等を勘案した調査計画を作成し、進捗状況の把握に努め、計画的に実施した。

○ 定期的調査を格付品検査及び立会調査と連動して以下のとおり79機関(87事業所)に対して各1回実施した。

・ 飲食料品	11機関(12事業所)
・ 林産物	4機関(11事業所)
・ 生糸	1機関(1事業所)
・ 生産情報公表	12機関(12事業所)
・ 有機農産物等	51機関(51事業所)

	<p>期的調査を中立交つ厳正に実施するため、調査を行う職員に資格要件を設ける。</p>	<p>○ 事業所調査、立会調査及び格付品検査の結果、必要がある場合は当該事業所、認定事業者等及び格付品についての追加の調査又は検査を実施する。</p> <p>○ 事業所調査において適正でない事項を認めた場合には、当該登録認定機関に対して是正のための指導を行う。 なお、調査結果及び是正指導に伴う改善状況については、速やかに農林水産省関係部局へ報告する。</p> <p>○ 技術上の調査及び定期的調査を中立交つ厳正に実施するため、調査を行う職員の資格要件であるISO9000審査員研修コース修了者又はISO/IEC17011等に関する内部研修修了者2名以上によるチームを編成して調査を行う。 なお、調査を行う職員の資格要件は、必要に応じて見直す。</p>	<p>計 79機関（87事業所）</p> <p>上記のほか、年度途中に登録された9機関については、平成19年3月末現在で調査中である。また、登録後認定業務を開始していないため定期的調査を実施できない25機関については、平成18年度の調査対象から除外した。</p> <p>○ 事業所調査、立会調査及び格付品検査の結果、追加の調査又は検査を実施する必要はなかった。</p> <p>○ 登録認定機関等に対する事業所調査の結果、軽微な問題点等については、現地で指摘を行うとともに、不適合が認められた56機関に対しては、文書により是正指導を行った。 なお、調査結果及び是正指導に伴う改善状況については、速やかに農林水産省関係部局へ報告した。</p> <p>○ 技術上の調査及び定期的調査については、調査を行う職員の資格要件であるISO9000審査員研修コース修了者又はISO/IEC17011等に関する調査員内部研修修了者2名以上によるチームを編成し、中立交つ厳正に実施した。 また、調査を行う職員の資格要件の見直しを行った。</p>
<p>(2) ISO/IEC17011に基づく技術上の調査のための有資格者を中期目標の期間中に20名以上養成する。</p>	<p>(2) 技術上の調査及び定期的調査におけるデータの質の向上を図るため、以下の措置を講ずる。</p> <p>ア 職員技術研修計画に基づき、調査を行う職員に（財）日本適合性認定協会の認定するISO9000審査員研修コースを受講させ、ISO/IEC17011に基づく調査のための有資格者を毎年度4名程度養成する。</p>	<p>(2) 技術上の調査及び定期的調査におけるデータの質の向上を図るため、以下の措置を講ずる。</p> <p>ア （財）日本適合性認定協会の認定するISO9000審査員研修コースを受講させ、ISO/IEC17011に基づく調査のための有資格者を、本年度は4名以上養成する。</p>	<p>(2) 技術上の調査及び定期的調査の質の向上を図るため、以下の取組を行った。</p> <p>ア （財）日本適合性認定協会が認定するISO9000審査員研修コースを6名に受講させ、ISO/IEC17011に基づく調査のための有資格者を養成した。（総数42名）</p>

	<p>イ 調査を行う職員の資格要件を満たす職員を養成するため、職員技術研修計画に基づきISO/IEC17011等に関する研修を開催し、担当職員に対し3年に1回以上の受講を義務付ける。</p>	<p>イ 技術上の調査及び定期的調査を行う職員としての資格要件を満たす職員を確保するとともに、調査技術の維持・向上を図るため、ISO/IEC17011等に関する内部研修を実施し、担当職員に対し3年に1回以上の受講を義務付ける。</p>	<p>イ 技術上の調査及び定期的調査を行う職員としての資格要件を満たす職員を確保するとともに、調査技術の維持・向上を図るため、職員技術研修中期計画に基づき、ISO/IEC17011等に関する調査員内部研修を、新たに対象者となった者及び前回の受講時から2年を過ぎた者等を対象に、計4回（35名参加）実施した。</p>
<p>(3) 登録認定機関に対する定期的調査においては、登録認定機関により認定された認定事業者が行う格付に対する登録認定機関の指導が適切に行われているか否かを確認するため、JAS製品の検査を毎年度700件以上行うこととする。</p>	<p>(3) 登録認定機関に対する定期的調査においては、登録認定機関により認定された認定事業者が行う格付に対する登録認定機関の指導が適切に行われているか否か確認するため、以下の検査等を行う。</p> <p>ア JAS製品の検査を毎年度700件以上行うこととし、検査を行うに当たっては、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して登録認定機関ごとの検査件数を配分することを基本としつつ、前年度の定期的調査又は追加調査で不適合があった登録認定機関については、検査を重点的に実施する。</p>	<p>(3) 登録認定機関に対する定期的調査に資するため、登録認定機関の認定事業者が行う格付に対する指導を適切に実施しているか否かを確認するためのJAS製品の検査（以下「格付品検査」という。）及び登録認定機関が適正に認定に関する業務を行っているか否かを確認するための認定等の業務実施現場に立ち会って行う実施状況調査（以下「立会調査」という。）を行う。</p> <p>また、定期的調査に資するために行う検査等は、以下により実施するとともに、検査等の結果、適正でない事項を認めた場合には、必要な是正措置及び是正状況の確認を行う。</p> <p>ア 格付品検査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して登録認定機関ごとの検査件数を配分することを基本としつつ、700件以上の検査を実施する。</p> <p>なお、前年度の定期的調査又は追加調査で不適合があった登録認定機関については、通常の格付品検査件数の1.2倍程度の検査を実施する。</p>	<p>(3) 登録認定機関に対する定期的調査に資するため、登録認定機関が適切に認定事業者を指導しているか否かを確認するための検査等を、以下により実施した。</p> <p>ア 格付品検査を各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して289件実施し、不適合があった4件については、関係する登録認定機関に対して文書により是正指導を行った。</p> <p>また、農林水産省からの要請に基づき、構造用集成材の格付品検査を32件（不適合の10件について農林水産省に報告）、有機農産物認定生産行程管理者に係る調査の一環としての有機農産物の残留農薬分析を381件（2件について農林水産省からの依頼に基づき任意調査を実施）実施し、格付品の検査を計702件実施した。</p> <p>なお、前年度の定期的調査で不適合があった登録認定機関のうち、改正JAS法に基づき新たに登録された認定機関については、通常の格付品検査件数の1.2倍程度の検査を実施した。ただし、新たに登録された機関のうち一部の登録認定機関については、格付品の流通量が少ないものもあり、前年度</p>

	<p>イ 認定事業者に対する調査を登録認定機関の規模に応じて毎年度350件以上行うこととし、調査を行うに当たっては、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して登録認定機関ごとの調査件数を配分することを基本としつつ、前年度の定期的調査又は追加調査で不適合があった登録認定機関については、調査を重点的に実施する。</p>	<p>イ 立会調査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して登録認定機関ごとの調査件数を配分することを基本としつつ、350件以上の調査を実施する。</p> <p>なお、前年度の定期的調査又は追加調査で不適合があった登録認定機関については、通常の立会調査件数の1.2倍程度の調査を実施する。</p>	<p>に不適合があった認定機関について格付品検査を重点的に実施したものの、通常の件数の1.2倍には満たなかった。</p> <p>イ 立会調査を各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して287件実施し、不適合があった38件については、関係する登録認定機関に対して文書により是正指導を行った。</p> <p>また、農林水産省からの協力要請により、旧JAS法での経過措置期間中における認定事業者に対する確認調査を14件実施した。</p> <p>なお、立会調査の件数が目標件数に達しなかった理由は、事前に登録認定機関に対し平成18年度に認定予定の事業者数を調査した結果をもとに目標値を設定したものの、実際に登録された認定機関数が予定を大きく下回ったとともに、登録認定機関による認定業務が予定通り進まなかったことから、認定事業者数が予定を大きく下回ったことによる。</p> <p>なお、前年度の定期的調査で不適合があった登録認定機関のうち、改正JAS法に基づき新たに登録された機関について、通常の立会調査件数の1.2倍程度の調査を実施した。</p>
<p>(4) 改正JAS法第20条の2第1項及び第2項の規定による立入検査を行うに当たっては、</p> <p>ア 検査能力等の資質、経験等を勘案した立入検査職員の適切な人選</p> <p>イ 農林水産大臣から指示された調査事項の的確な実施</p> <p>ウ 農林水産大臣への迅速かつ正確な報告</p> <p>等に留意し厳正に実施する。</p> <p>なお、改正JAS法第19条の9第2項第6号に規定する登録外国認定機関に対して行う検査についても上記の留意点を踏まえて実施する。</p>	<p>(4) 登録認定機関及び認定事業者に対する指導・監督業務の結果、違法なJASマークの表示の疑いが生じた場合には、農林水産省からの指示に基づき、登録認定機関、認定事業者に対し立入検査又は任意調査(以下2の(4)及び(5)において「立入検査等」という。)を実施し、立入検査等の終了後原則3業務日以内に報告する。</p> <p>また、立入検査等を行うに当たっては、立入検査等を行う職員に資格要件を設け、検査能力等の資質、検査経験等を勘案した立入検査等職員の適切な人選を行い、立入検査等に関する基準文書に基づき厳正に実施する。</p>	<p>(4) 登録認定機関及び認定事業者に対する指導・監督業務の結果、違法なJASマークの表示の疑いが生じ、登録認定機関及び認定事業者に対する立入検査等を実施する場合には、適切に実施するとともに、立入検査等の終了後原則3業務日以内に報告するため、上記1の(6)と同様の措置を講じる。</p>	<p>(4) 農林水産省からの指示等に基づき、登録認定機関及び認定事業者に対する指導・監督業務に係る立入検査を2件(4事業者)、任意調査を15件(17事業者)、計17件(21事業者)実施した。このうち、3業務日以内に報告した件数は15件であった。</p> <p>また、立入検査等のほか、農林水産省等が指示又は指導を行った事業者に対する改善状況の確認調査を5件(5事業者)実施した。</p> <p>なお、基準文書については、検査結果の事務処理の迅速化のため手順書の見直しを行い、内容の充実を図った。</p> <p>3業務日以内に報告できなかった案件は2件あったが、このうち1件は報告期限が定められていなかった平成17年度に着手し平成18年度に報告した任意調査であることから、これを除く案件(1件)について原因を究明し、職員に対し周知徹底する等、以後の立入検査等の業務改善に活用した。</p>

<p>(5) なお、今般のJASの法改正により、登録格付機関制度が廃止されることになったが、平成21年2月28日までの間は、改正前のJAS法における登録格付機関に関する規定の一部がなおその効力を有することとされていることから、同日までの間は、登録格付機関に対する指導・監督業務及び農林水産省からの指示による認定事業者に対する立入検査、任意調査等の業務を適正に行う。</p>	<p>(5) なお、今般のJAS法の改正により、登録格付機関制度が廃止されることになったが、平成21年2月28日までの間は、改正前のJAS法における登録格付機関に関する規定の一部がなおその効力を有することとされていることから、同日までの間は、以下により、登録格付機関に対する指導・監督業務及び農林水産省からの指示による認定事業者に対する立入検査等の業務を適正に行う。</p> <p>ア 登録格付機関の登録後において格付業務が適切に行われていることを確認するための、各登録格付機関に対する毎年度1回以上の定期的な調査の実施</p> <p>イ 登録格付機関による格付業務が適切に行われていることを確認するための、登録格付機関が格付を行ったJAS製品の検査及び格付業務の調査の実施</p> <p>ウ 農林水産省からの指示により認定事業者に対する立入検査等を実施し、立入検査等の終了後原則3業務日以内に報告</p>	<p>(5) 今般のJAS法の改正により、登録格付機関制度が廃止されることになったが、なおその効力を有する登録格付機関について、指導・監督業務及び農林水産省からの指示による認定事業者に対する立入検査等の業務を適正に行うため、以下の措置を講じる。</p> <p>ア 登録格付機関の格付業務の実施体制が適正に維持されていることを確認するため、以下の対象機関について格付を行う事業所における調査を1回以上行う。</p> <p>[登録格付機関]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食料品及び油脂：4機関 ・ その他の農林物資：2機関 <p>イ 登録格付機関が適正に格付を行っていることを確認するため、格付品の検査及び格付業務（試料の抽出等）を行っている格付現場に立ち会って行う実施状況調査を行う。</p> <p>ウ 農林水産省からの指示により認定事業者に対する立入検査等を実施し、立入検査等の終了後原則3業務日以内に報告する。</p>	<p>(5) 改正前のJAS法に基づく登録格付機関に対する指導・監督業務等を適正に行うため、以下の取組を行った。</p> <p>ア 登録格付機関の格付業務の実施体制が適正に維持されていることを確認するため、登録格付機関に対する調査を以下のとおり6機関に対して各1回実施し、調査の結果、不適合が認められた3機関（6事業所）に対しては、文書により是正指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食料品及び油脂 4機関（26事業所） ・ 林産物 2機関（95事業所） 計 6機関（121事業所） <p>イ 登録格付機関が適正に格付を行っていることを確認するため、格付品の検査を1件、格付現場に立ち会って行う実施状況調査を6件実施した。</p> <p>ウ 改正前のJAS法に係る認定事業者に対する農林水産省からの立入検査等の指示はなかった。</p>
<p>3 JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務 JAS規格及び品質表示基準の</p>	<p>3 JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務</p>	<p>3 JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務</p>	<p>3 JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務</p>

<p>見直しに係る作業においては、消費者ニーズ等に即した適切な見直しを行うため、以下の調査、検査等を行い、それらの結果を活用して見直し内容の素案について取りまとめる。</p> <p>(1) 消費者、製造業者等の見直しに関する要望等を把握するためのアンケート調査</p> <p>(2) JAS規格の見直しにあつては、JAS規格の対象品又は関連する製品の品質実態を適切に把握するための市販品検査（1規格当たりおおむね20件以上）</p> <p>(3) 品質表示基準の見直しにあつては、品質表示基準の対象品又は類似する製品の品質実態を適切に把握するための市販品検査（1基準当たりおおむね20件以上）</p> <p>(4) 国際規格との整合性を把握するための、国際規格及び市販品の品質実態に関する調査</p> <p>(5) 消費者及び製造業者等から見直しに対する意見を聴取するためのワーキンググループの開催</p> <p>(6) JAS規格の見直しにあつては、JAS規格の分析法の改善並びに分析値の信頼性の確保のための分析法及び格付サンプリング法の妥当性確認また、農林水産省関係部局の要請</p>	<p>(1) JAS規格の見直しに当たっては、以下の調査、検査等を行い、それらの結果を反映させた見直し内容の素案を取りまとめる。</p> <p>ア 消費者、製造業者、実需者等のJAS規格利用状況及び見直しに関する要望を把握するためのアンケート調査</p> <p>イ JAS規格の対象品又は関連する製品の品質実態を適切に把握するための市販品検査（1規格当たりおおむね20件以上）</p> <p>ウ JAS規格と国際規格の整合性を確認するための、国際規格及び市販品の品質実態に関する調査</p> <p>エ 消費者、製造業者、実需者等から見直しに対する意見を聴取するためのワーキンググループの開催</p> <p>オ JAS規格の分析法の改善並びに分析値の信頼性の確保のための分析法及び格付サンプリング</p>	<p>(1) JAS規格の見直しに当たっては、以下の調査、検査等を行い、それらの結果を反映させた見直し内容の素案を取りまとめる。</p> <p>○ 消費者、製造業者、実需者等のJAS規格利用状況及び見直しに関する要望を把握するため、アンケート等による調査を実施する。</p> <p>○ JAS規格の対象品又は関連する製品の品質実態を適切に把握するための市販品検査（1規格当たりおおむね20件以上）を実施する。 また、センターにおける農林物資の検査及びその他の調査等により、当該品目に係る必要な情報が得られる場合には、調査件数の調整を図る。</p> <p>○ JAS規格と国際規格の整合性を確認するための、国際規格及び市販品の品質実態に関する調査を実施する。</p> <p>○ 消費者、製造業者、実需者等からJAS規格の見直しに対する意見を聴取するため、必要に応じて消費者説明会や関係者を対象としたワーキンググループによる検討会を開催する。</p> <p>○ JAS規格の分析法の改善並びに分析値の信頼性の確保のための分析法及び格付サンプリング法の妥当性確認を行</p>	<p>(1) 農林水産省から要請のあったJAS規格について、以下の定期見直しに係る調査及び検査等を実施し、飲食料品13品目（56規格）、林産物6品目（9規格）について意見書を作成した。</p> <p>○ JAS規格の利用状況及び改正要望を把握するため、消費者等に対するアンケート又はヒアリングによる利用実態調査を、以下のとおり実施した。</p> <table border="0"> <tr> <td>・消費者団体</td> <td>7品目（12規格）</td> </tr> <tr> <td>・実需者</td> <td>8品目（17規格）</td> </tr> <tr> <td>・製造業者等</td> <td>8品目（17規格）</td> </tr> <tr> <td>・流通業者等</td> <td>8品目（17規格）</td> </tr> </table> <p>○ JAS規格の対象品又は関連する製品の品質実態を把握するための市販品検査（品質実態調査）を、以下の品目について、1規格あたり20件以上、計447件実施した。</p> <table border="0"> <tr> <td>・飲食料品</td> <td>7品目（12規格）</td> </tr> <tr> <td>・林産物</td> <td>1品目（5規格）</td> </tr> </table> <p>○ JAS規格と国際規格の整合性を確認するため、国際規格の内容についての調査及び海外から輸入された市販品の品質実態調査を以下の品目について実施した。</p> <table border="0"> <tr> <td>・飲食料品</td> <td>3品目（5規格）</td> </tr> </table> <p>○ 消費者、製造業者、実需者等からJAS規格の見直しに対する意見を聴取するため、消費者団体に対する説明会を6回、消費者団体及び業界団体等をメンバーとしたワーキンググループを10回開催した。</p> <p>○ JAS規格の分析法の改善及び分析値の信頼性の確保のため、分析法及び格付サンプリング法について情報収集を行うとともに、妥当性確認試験及び従来手法と新たな手法の</p>	・消費者団体	7品目（12規格）	・実需者	8品目（17規格）	・製造業者等	8品目（17規格）	・流通業者等	8品目（17規格）	・飲食料品	7品目（12規格）	・林産物	1品目（5規格）	・飲食料品	3品目（5規格）
・消費者団体	7品目（12規格）																
・実需者	8品目（17規格）																
・製造業者等	8品目（17規格）																
・流通業者等	8品目（17規格）																
・飲食料品	7品目（12規格）																
・林産物	1品目（5規格）																
・飲食料品	3品目（5規格）																

<p>に基づき、JAS規格の制定等のために必要な調査等を行う。</p>	<p>法の妥当性確認</p>	<p>う。</p>	<p>同等性確認試験を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文献調査 <ul style="list-style-type: none"> 飲食料品 5品目（7項目） ・ヒアリング <ul style="list-style-type: none"> 飲食料品 16品目（54回） 林産物 全般（5回） ・妥当性確認のための共同分析試験 <ul style="list-style-type: none"> 飲食料品 6品目（10項目） 林産物 全般（1項目） ・従来手法と新たな手法の同等性確認 <ul style="list-style-type: none"> 飲食料品 1品目（1項目） <p>また、学識経験者、業界関係者等で構成する分析手法又はサンプリング方法に関する妥当性確認検討委員会を11回開催し、分析方法の妥当性確認試験設計及びその試験結果並びにサンプリング手法の妥当性について検討を行うとともに、製品製造及びサンプリング法の実態調査のため、現地調査を4回行った。</p>
<p>(2) 品質表示基準の見直しに当たっては、以下の調査、検査等を行い、それらの結果を反映した見直し内容の素案を作成する。</p> <p>ア 消費者、製造業者等の品質表示基準の見直しの要望を把握するためのアンケート調査</p> <p>イ 品質表示基準の対象品又は類似する製品の品質実態を適切に把握するための市販品検査（1基準当たりおおむね20件以上）</p>	<p>(2) 品質表示基準の見直しに当たっては、以下の調査、検査等を行い、それらの結果を反映させた見直し内容の素案を取りまとめる。</p> <p>○ 消費者、製造業者等の品質表示基準認知の状況及び見直しに関する要望を把握するため、アンケート等による調査を実施する。</p> <p>○ 品質表示基準の対象品又は類似する製品の品質実態を適切に把握するための市販品検査（1基準ごとにおおむね20件以上）を実施する。 また、物資の検査及びその他の調査等により、当該品目に係る必要な情報が得られる場合には、調査件数の調整を図る。</p>	<p>(2) 農林水産省から要請のあった品質表示基準について、以下の見直しに係る調査及び検査等を実施し、12基準について意見書を作成した。</p> <p>○ 品質表示基準の認知状況及び改正要望を把握するため、製造業者に対するヒアリングを6基準について行った。</p> <p>○ 品質表示基準の対象品又は類似する製品の品質実態を把握するための市販品検査（品質表示実態調査）を、9基準について1基準当たり20件以上、計444件実施した。</p>	

	<p>ウ 品質表示基準と国際規格との整合性を確認するための、国際規格及び市販品の品質実態に関する調査</p> <p>エ 消費者、製造業者等から見直しに対する意見を聴取するためのワーキンググループの開催</p>	<p>○ 品質表示基準と国際規格の整合性を確認するための、国際規格及び市販品の品質実態に関する調査を実施する。</p> <p>○ 消費者、製造業者等から品質表示基準の見直しに対する意見を聴取するため、必要に応じて消費者説明会や関係者を対象としたワーキンググループによる検討会を開催する。</p>	<p>○ 品質表示基準と国際規格との整合性を確認するため、国際規格の内容についての調査及び海外から輸入された市販品の品質実態調査を3基準について実施した。</p> <p>○ 消費者、製造業者、実需者等から品質表示基準の見直しに対する意見を聴取するため、消費者団体に対する説明会を6回、消費者団体及び業界団体等をメンバーとしたワーキンググループを3回開催した。</p>
	<p>(3) 農林水産省関係部局の要請に基づき、JAS規格の制定等のために必要な調査等を行う。</p>	<p>(3) 農林水産省関係部局の要請に基づき、JAS規格の制定等のために必要な調査を行う。</p>	<p>(3) 農林水産省の要請に基づき、有機加工食品について、規格見直しに係る調査を実施した。</p>
	<p>(4) 上記(1)から(3)に係るパブリックコメントの募集及びその結果に係る説明会を行う。</p>	<p>(4) 上記(1)から(3)までに係るパブリックコメントの募集及びその結果に係る説明会を行う。</p>	<p>(4) 農林水産省が行ったJAS規格及び品質表示基準の見直しに関するパブリックコメントの募集及び募集結果に係る説明会を、本部及び各地域センターで延べ11回開催した。</p>
		<p>(5) 上記(1)から(4)までに係る調査等の結果については、必要に応じて広報誌、インターネット等により公表する。</p>	<p>(5) 上記(1)から(4)までに係る調査等の結果について、センターが公表すべき案件はなかった。</p>
<p>4 農林物資の格付業務 今般のJAS法の改正により、センターが自ら行う生系の格付業務が廃止されることになったが、平成21年2月28日までの間は、当該業務を行うこととされていることから、同日までの間は、当該業務を適正に行う。</p>	<p>4 農林物資の格付業務 センターが自ら行う生系の格付業務については、生系の格付に関する基準文書に従い適正に行う。</p>	<p>4 農林物資の格付業務 センターが自ら行う生系の格付業務については、生系の格付に関する基準文書に従い適正に行う。 また、検査の結果については厳正に管理する。</p>	<p>4 農林物資の格付業務 センターが自ら行う生系の格付業務について、基準文書に従い適正に49件実施した。 また、検査の結果については厳正に管理した。</p>
<p>5 国際規格に係る業務 ISO（国際標準化機構）のTC34、TC89/SC3及びTC218の国内審議団体として情報の収集、国内の意見集約等の国際</p>	<p>5 国際規格に係る業務 ISO（国際標準化機構）のTC34、TC89/SC3及びTC218の国内審議団体として国際標準作成に関する活動を行うため、必</p>	<p>5 国際規格に係る業務 国際規格に我が国の意見を反映させるため、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) ISO（国際標準化機構）のTC34及び</p>	<p>5 国際規格に係る業務 国際規格に我が国の意見を反映させるため、以下の取組を行った。 [資料4]</p> <p>(1) ISO/TC34（国際標準化機構/食品専門委員会）の国内審</p>

<p>標準作成に関する活動を行う。 また、農林水産省の要請があった場合には、食品、林産物等の分析の専門家として、各種の国際会議に出席する。</p>	<p>要に応じて外部有識者等からなる委員会を設置し、情報の収集、国内の意見集約等を行う。 また、農林水産省から各種の国際会議への出席要請が行われる場合に備え、各種情報の収集・整理、国際規格に関する知見の蓄積等に努める。</p>	<p>TC34/SC12の国内審議団体として国際標準作成に関する活動を行うため、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて外部有識者等からなる委員会を設置し、情報の収集、国内の意見集約等を行う。 ○ 必要に応じて、国際会議に職員等を派遣する。 <hr/> <p>(2) 日本工業標準調査会にISOのTC89/SC3及びTC218の国内審議団体の登録申請を行う登録手続終了後は上記(1)と同様の活動を行う。</p> <hr/> <p>(3) 農林水産省からの国際会議への対応要請に備え、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際規格及び各国規格に関する情報を収集、整理する。 	<p>議団体事務局として、以下の活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ WG8（食品安全マネジメントシステムに係る作業部会） 監訳部会 2回出席 ・ WG9（飼料及び食品チェーンにおけるトレーサビリティに係る作業部会） 国内委員会 1回開催 国際会議 1回出席 ・ JWG11（食品マネジメントシステムの認定・認証を行う機関に係る要求事項に係る作業部会） 国内委員会 1回開催 <p>また、ISO/TC34/SC12（官能検査分科会）の国内審議団体事務局として、官能評価分析の方法及び定義等の検討されている案件についての情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行った。</p> <hr/> <p>(2) 日本工業標準調査会にISO/TC89/SC3（木質パネル専門委員会/合板分科委員会）の国内審議団体の登録申請手続を行い、承認された。登録後は、国内審議団体事務局として以下の活動を行った。</p> <p>国内委員会 1回開催 国際会議 1回出席</p> <p>また、ISO/TC218（木材専門委員会）についても、国内審議団体の登録申請手続を行い、承認された。登録後は、国内審議団体事務局として、委員会の作業の方向性等の検討状況についての情報の収集を行った。</p> <hr/> <p>(3) 農林水産省からの国際会議への対応要請に備え、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品等の規格基準の国際化に適切に対応するため、国際的に流通している食品等の海外における製造技術、国際規格、各国規格等に関する情報を収集、整理した。 また、国際食品規格委員会(Codex)関連の国際会議に政府代表団の一員として職員を2回派遣するとともに、国内会議
---	---	---	---

		<p>○ 必要に応じ、国際的に流通している食品等の品質及び表示の調査分析を行う。</p>	<p>に12回出席し、Codex委員会総会及び各部会等で検討されている食品規格の分析法及び検討状況等の情報を収集、整理した。</p> <p>○ Codexに提案されている発酵大豆ペースト（Fermented soybean paste:我が国の「みそ」に相当）の国際規格案について、当該規格案の分析法を検討するための調査分析を行った。その結果、第15回コーデックスアジア地域調整部会で検討された発酵大豆ペースト規格原案において、センターの分析結果に基づく分析法の修正案が採用された。</p>
<p>6 カルタヘナ担保法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>6 カルタヘナ担保法関係業務 カルタヘナ担保法第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>6 カルタヘナ担保法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ担保法」という。）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するため、以下の措置を講じる。 また、立入り、質問、検査及び収去を実施した場合には、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p> <p>○ 立入検査等を行うための規程等を必要に応じて見直す。</p> <p>○ 農林水産大臣からカルタヘナ担保法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の依頼があった場合は適切に実施する。</p>	<p>6 カルタヘナ担保法関係業務 カルタヘナ担保法第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施するため、以下の取組を行った。 なお、農林水産大臣から立入り、質問、検査及び収去の指示はなかった。</p> <p>○ 立入検査規程において規定されていたカルタヘナ担保法に基づく立入り等に係る部分を分割し、新たにカルタヘナ担保法に基づく立入り等実施規程等を制定した。</p> <p>○ 農林水産大臣からカルタヘナ担保法第31条第1項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の依頼はなかった。</p>
<p>7 リスク管理のための有害物質の分析業務 科学的データに基づいた食品安全行政を推進するとともに、国民が安全な食品を安心して選択するための信頼を確</p>	<p>7 リスク管理のための有害物質の分析業務 (1) リスク管理のための有害物質の分析については、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に</p>	<p>7 リスク管理のための有害物質の分析業務 (1) 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理について、その的確な実施に資するため、有害化学物質の分析に当たっては、以下の措置を</p>	<p>7 リスク管理のための有害物質の分析業務 (1) 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理について、その的確な実施に資するため、有害化学物質の分析に当たっては、以下の取組を行った。</p>

<p>保するため、食品等に含まれる有害物質の分析を実施するものとする。このうち、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質／品目についての実態調査を実施する際は、農林水産省が定めている「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」（平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知）に従って迅速かつ的確に行い、その結果を農林水産省に報告する。</p> <p>さらに、分析結果の信頼性を客観的に保証できるシステムを確立するものとする。</p>	<p>含まれる有害化学物質／品目についての実態調査を優先的に実施する。</p>	<p>講じる。</p> <p>○ 農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質／品目についての実態調査を優先的に実施する。</p> <p>○ 新たに顕在化したリスクに機動的に対応し得るよう、必要に応じて対象有害化学物質及び実施検体数の調整を図るものとする。</p>	<p>○ 農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」に含まれる有害化学物質／品目についての実態調査を優先的に実施した。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・残留農薬</td> <td style="text-align: right;">1,925検体</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・かび毒（注）</td> <td style="text-align: right;">210検体</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">注：デオキシニバレノール、ニバレノール及びゼアラレノン</p> <p>また、輸入農産物の安全性を確保するため、輸出国における輸出農産物の食品安全対策の取組状況等について、外国に職員を2回（延べ4名）派遣して現地調査を実施し、外部の有識者を委員に含む会議を開催し、調査結果の検討を行った。</p> <p>○ 新たに顕在化したリスクで、センターが対応すべき事案はなかった。</p>	・残留農薬	1,925検体	・かび毒（注）	210検体
・残留農薬	1,925検体						
・かび毒（注）	210検体						
<p>(2) 上記(1)の実態調査を実施する際には、農林水産省が定めている「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」（平成17年6月7日付け17消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知）に従って迅速かつ的確に行い、その結果を農林水産省に報告する。</p>	<p>(2) 実態調査は、農林水産省が定めている「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」（平成17年6月7日付け消安第2330号農林水産省消費・安全局長通知）に従って迅速かつ的確に行い、実態調査の結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>(2) 実態調査は、「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」に従って迅速かつ的確に行い、調査結果を農林水産大臣に報告した。</p>	<p>(2) 実態調査は、「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」に従って迅速かつ的確に行い、調査結果を農林水産大臣に報告した。</p>				
<p>(3) 分析結果の信頼性を客観的に保証するため、精度管理、分析法の妥当性確認等を的確に実施する。</p>	<p>(3) 分析結果の信頼性を客観的に保証するため、ISO／IEC17025の考え方に基づく精度管理、国際的プロトコルの考え方に基づく分析法の妥当性確認等を的確に実施する。</p>	<p>(3) 分析結果の信頼性を客観的に保証するため、以下の取組を行った。</p> <p>○ 内部精度管理として、分析の都度、添加回収試験等を行うことにより分析の精確さを管理するとともに、外部精度</p>	<p>(3) 分析結果の信頼性を客観的に保証するため、以下の取組を行った。</p> <p>○ 内部精度管理として、分析の都度、添加回収試験等を行うことにより分析の精確さを管理するとともに、外部精度</p>				

	<p>また、当該業務に従事する要員の資格要件を定め、必要な教育訓練を行う。</p>	<p>また、当該業務に従事する要員の資格要件を定め、分析機器の操作等の分析技術に関する教育訓練を行う。</p>	<p>管理として、分析担当者に対して担当試験に係る外部技能試験に1回以上参加させた。</p> <p>また、麦類の残留農薬に係る分析法を改良したことに伴う当該分析法の妥当性確認試験を行い、その妥当性について確認した。</p> <p>○ 当該業務に従事する要員の資格要件を定めるとともに、分析技術及び分析試験業務の品質管理・品質保証に関する教育訓練を実施した。</p>
<p>8 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務</p> <p>(1) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究については、現在必要とされている次のような偽装表示の監視・取締りのための検査技術の開発を積極的に行うとともに、大学又は研究機関との共同試験等により、調査及び研究の質の向上を図る。</p>	<p>8 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務</p> <p>(1) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究については、現在必要とされている次のような偽装表示の監視・取締りのための検査技術の開発に重点化する。</p> <p>また、必要に応じて大学、試験研究機関、分析機関等との共同試験等を実施することにより調査及び研究の質の向上を図るとともに、他機関で開発された判別技術の中で検査に活用できると考えられるものについては積極的に技術導入を図り、検査に活用する。</p>	<p>8 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務</p> <p>(1) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究については、現在必要とされている偽装表示の取締りのための検査技術の開発に重点化を図るとともに、質の向上並びに課題の選定、実施方法及び成果についての適正な点検・評価を行うため、以下の措置を講じる。</p> <p>また、調査研究の質の向上を図るため、必要に応じて大学、試験研究機関、分析機関等との共同試験等を実施することにより調査及び研究の質の向上を図るとともに、他機関で開発された判別技術の中で検査に活用できると考えられるものについては積極的に技術導入を図る。</p> <p>○ 食品等の検査技術に関する技術開発の動向等を把握するため、調査研究に係る試験研究機関の連絡会、各種学会等へ積極的に参加するほか、行政部局のニーズを把握するために農林水産省の各種会議に参加し、情報収集を行う。</p>	<p>8 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務</p> <p>(1) 農林物資の検査技術に関する調査及び研究については、現在必要とされている偽装表示の取締りのための検査技術の開発に重点化を図るとともに、質の向上並びに課題の選定、実施方法及び成果についての適正な点検・評価を行うため、以下の取組を行った。</p> <p>また、調査研究の水準の向上を図るため、12課題について、試験研究機関と共同で調査研究を実施するとともに、他機関で開発された判別技術の技術導入を、以下の2課題について行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産物の食品表示のための科学的分析法の妥当性検証 ・ 貝類判別法の検討 <p>○ 調査研究の実施に当たっては、食品等の検査技術に関する技術開発の動向等を把握するため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品等の検査技術に関するニーズ、技術開発の動向等を把握するため、学会誌、試験研究機関の研究報告書等から必要な情報を入手した。 ・ 食品総合研究所及び中央水産研究所等の主催する試験研究推進会議等計8回参画し、また、各種学会に12回参加し、学会発表を行うとともに情報収集を行った。 ・ 原則週1回実施される農林水産省消費・安全局表示・規格課及び消費・安全政策課の課内連絡会議に参加し、

ア 生鮮食品については、品種及び原産地の判別技術の開発

ア 生鮮食品については、青果物や魚類等のうち外観から容易に判別がつかないものについて品種及び原産地の判別技術の開発

○ 全調査研究課題は20件以上とし、そのうち以下の中期目標に定められた3分野に関する課題が全課題に占める割合を80%以上とする。

なお、年度途中で緊急に実施すべき課題が発生した場合には、課題件数に留意しつつ、必要に応じて実施する課題の調整を行う。

- ・ 生鮮食品については、青果物のうち外観から容易に判別がつかないニンニク、ショウガ、カボチャ等の原産地の判別技術

行政ニーズの把握に努めた。

○ 年度途中で追加した1件を含め、調査研究を以下のとおり23件実施した。このうち中期目標に定められた3分野に関する課題は22件であり、全課題に占める割合を96%とした。また、事前調査研究を1課題実施した。

〔生鮮食品〕

① 無機元素組成による農産物の原産地スクリーニング判別技術の開発〈ゴボウ、サトイモ、サヤエンドウ、アスパラガス〉

【成果；国産及び外国産のゴボウ、サトイモ、サヤエンドウ、アスパラガスをそれぞれ20件ずつICP-MSを用いて無機元素を測定し、産地判別の指標となる元素の探索を行った。】（平成19年度継続）

② 無機元素分析によるニンニクの原産地判別法の開発

【成果；国産及び中国産の産地判別のため、ICP-MS、ICP-AESにより、平成17年度に特定した産地判別の指標となる9元素を含む15元素を測定し、線形判別分析を行った。その結果、5元素濃度から成る判別関数（判別率100%）を構築した。】（平成19年度継続）

③ 無機元素分析によるショウガの原産地判別法の開発

【成果；国産及び中国産の産地判別のため、ICP-MS、ICP-AESにより、平成17年度に特定した産地判別の指標となる11元素を含む21元素を測定し、線形判別分析を行った。その結果、7元素濃度から成る判別関数（判別率92%）を構築した。】（平成19年度継続）

④ 無機元素組成による農林水産物の産地判別技術の開発及び妥当性確認〈タマネギ〉

【成果；平成17年度に構築した国内3産地産及び外国産の判別関数について、4試験室で妥当性確認を行い、外国産については30%程度国産と、国産については2～10%程度外国産と誤判別する可能性のある手法で

あることが確認された。以上の結果をもとにマニュアルを作成した。】（平成19年度継続）

- ⑤ 無機元素組成によるカボチャの原産国判別
【成果；国産及び外国産の産地判別のため、トンガ産11件、メキシコ産16件、ニュージーランド産14件、日本産13件のカボチャの種子について、ICP-MS、ICP-AESにより、26元素を測定したところ、Ba, Mo, Srの3元素が判別に有用な元素であることが確認された。】（平成19年度継続）
- ⑥ 窒素安定同位体比を用いた化学肥料使用判別法の開発
【成果；分析試料の乾燥方法等の前処理方法について検討を行った。また、市販の有機農産物54件について測定した結果、野菜茶業研究所の報告数値とほぼ一致し、分析方法が妥当であることが確認された。】（平成19年度継続）
- ⑦ 畜産物の食品表示のための科学的分析法の妥当性検証
【成果；神戸大学で開発された国産と豪州産の牛肉の鑑別方法を簡便・簡略化した。また、黒毛和種224件、国産ホルスタイン種197件、豪州産169件を分析し、5種のマーカールにおける多型性を調べ、分析方法の実用化の検討を行った。】（平成19年度継続）
- ⑧ ブリ近縁種及び類似魚類の判別法の開発
【成果；ブリ属4種、*Seriola*属3種及びスギの計8種について、ミトコンドリアDNAチトクロムb遺伝子の全塩基配列の解析を行った。解析した塩基配列をもとにブリ属及び*Seriola*属を判別する特異的プライマーを設計し、8魚種を判別できる方法を開発した。】（平成19年度継続）
- ⑨ 安定同位対比測定による養殖魚・天然魚の判別法の開発
【成果；市販の天然及び養殖のマダイ計39件について窒素及び炭素安定同位対比を測定した結果、天然・養殖間に有意差が認められなかった。しかし、一部

イ 加工食品については、原材料表示の真正性、原材料の原産地等の判別技術の開発

イ 加工食品については、消費者の関心が高い品目を中心に原材料表示の真正性、原材料の原産地等の判別技術の開発

・ 加工食品については、消費者の関心が高い魚類加工品の原材料表示の真正性、ウナギ加工品の原料原産地等の判別技術

の富栄養化した海域のサンプルに特徴的な値が見られ、一部の原産地について判別の可能性が示唆された。】

魚介類の凍結履歴の検証法の検討

【成果；非凍結及び凍結後解凍したクロマグロを近赤外分光高度計で吸光度を測定した。その結果、両サンプル群間の吸光度二次微分値で有意差が確認され、吸光度二次微分値による判別関数(判別率；非凍結75%、凍結後解凍75%)を構築した。】(平成19年度継続)

貝類判別法の検討

【成果；中国及び朝鮮半島西岸地域群又は日本及び朝鮮半島南岸地域群のアサリの判別法について、瀬戸内海区水産研究所より技術移転を受け、表示監視業務に活用可能な手順書を作成した。さらに、事前運用試験の結果に基づき、手順書の改訂を行った。】

〔加工食品〕

微量元素を用いたうなぎ加工品の産地判別

【成果；安定して採取でき、加工の影響を受けにくい血合いを分析対象部位に定めた。国内の4産地及び中国産のうなぎ加工品について、ICP-MSを用いて無機元素を測定し、判別指標となる元素の探索を行った。】(平成19年度継続)

昆布の産地判別について

【成果；国産及び中国産の真昆布について、ICP-MSを用いて無機元素を測定し、産地判別の指標となる元素の探索を行ったところ、産地判別の可能性が示唆された。】(平成19年度継続)

加工食品の原料魚種判別 マダイ近縁種及び類似種

【成果；タイ類及び類似魚介類13種をはじめとした104魚種についてミトコンドリアDNAの塩基配列情報入手及び新たに解析することにより収集し、魚種判別のためのデータベースを構築した。】

ウ 遺伝子組換え食品については、遺伝子組換え原材料の定性及び定量分析技術の開発

ウ 遺伝子組換え食品については、新たに遺伝子組換えに係る表示が義務付けられた食品等、判別技術が確立されていないものを中心に遺伝子組換え原材料の定性及び定量分析技術の開発

・ 遺伝子組換え食品については、新たに遺伝子組換えに係る表示の義務付けが見込まれる新規承認組換え農産物についての遺伝子組換え体の検知技術

加工食品の原料魚種判別 タラ類

【成果；スケトウダラ属1種、マダラ属2種、ミナミダラ属1種、メルルーサ属4種の計8属について解析したミトコンドリアDNAの一部の塩基配列をもとに、それぞれを判別するプライマーを設計し、8属を判別できる方法を開発した。また、コイチ、シログチ、クロエソ、イトヨリダイ、チリマアジのミトコンドリアDNAの一部配列を解析した。】(平成19年度継続)

辛子めんたいこの原料魚種判別法の開発

【成果；形状の違う魚卵1個ずつから抽出したDNAについてPCRを行い、得られたPCR産物の塩基配列を解析することで、幅広い魚種の同定が可能となった。また、スケトウダラ、マダラ属、ミナミダラ属を検出するプライマーを用いることで、迅速に辛子めんたいこの原料魚種判別が可能となった。】(平成19年度継続)

照射食品の検知方法の検討

【成果；照射食品の検知方法である熱ルミネッセンス法(TL法)の再照射線源である線線の代替線源の検討のため、再照射に用いる小型のX線照射装置を開発し、その性能評価を行った結果、照射食品の検知に使用できることが確認された。】(平成19年度継続)

〔遺伝子組換え食品〕

農産物からの遺伝子組換え体の検知技術開発

<新規承認組換え農産物検知技術の開発>

【成果；GMアルファルファに導入されている発現カセットのDNA配列を解析した。その情報をもとにプライマーを設計し、定性PCR法を開発した。また、平成17年度開発したアルファルファ種の内在性遺伝子を検知するプライマーを再設計し、判別精度を高めた。】(平成19年度継続)

農産物からの遺伝子組換え体の定量化技術

<collaborative studyによる定量化技術の確立>

【成果；次年度におけるトウモロコシの定量スクリー

ニング法の妥当性確認のため、妥当性確認試験用試料の作成に必要なサンプルを確保した。】(平成19年度継続)

農産物からの遺伝子組換え体の定性技術

<collaborative studyによる定性技術の確立>

【成果；平成17年度に作成した遺伝子組換え疑似混入試料を用い、遺伝子組換えダイズの定性技術の妥当性確認のため、14機関で共同試験を行った。その結果、本手法の検知下限が明らかになり、妥当性が確認された。】

農産物からの遺伝子組換え体の定性技術

<表示対象ダイズ加工品からのDNA抽出法の検討>

【成果；DNeasy Plant Maxi Kit(現行の通常業務で使用)及びDNeasy Plant Mini Kitにより抽出したDNAを用いてPCRを行った結果、両抽出方法の差は確認されなかった。これにより、DNeasy Plant Mini Kitはダイズ加工品に適応できることが確認された。】

加工食品からのDNA抽出法の効率化の検討

【成果；大豆食用油から、ダイズ由来DNAの抽出の可能性を検討した結果、今回検討した抽出法ではPCRを行うのに十分な濃度・純度のDNAは得られなかった。】

〔重点3分野以外の調査研究〕

生糸機械検査システムの開発に関する研究

【成果；平成17年度に引き続き、生糸機械検査システムで使用するソフトウェアの総合稼働試験を行うとともに、縦型検査装置を開発した。また、中国に対する技術協力の一環として、中国と日本の検査システムの比較試験を行った。】(平成19年度継続)

〔事前調査研究〕

超高感度エネルギー分散型蛍光X線分析装置を用いた食品のスクリーニング産地判別の簡易・迅速測定法の検討

【成果；蛍光X線分析装置(EDXRF)を用い、ブロッコ

<p>また、課題の選定に当たっては、外部有識者からの客観的な意見を踏まえて決定する。</p>	<p>また、課題の選定に当たっては、外部有識者からの客観的な意見を踏まえて決定し、毎年度20課題以上実施する。</p>	<p>必要性の高い調査研究課題の選定、実施方法及び成果について適正な点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させるため、外部の有識者を含めた調査研究総合評価委員会を開催する。</p> <p>また、調査研究の適切な進行管理及び内部評価に基づく計画変更の指示等を効率的に行うため調査研究推進委員会を開催する。</p>	<p>リー（アメリカ産と日本産）及び乾しいたけ（中国産菌床、中国産原木、日本産原木）について無機元素を測定した結果、ICP分析による測定結果と似た傾向を示し、EDXRFによる原産地判別の可能性が示唆された。】（平成19年度調査研究として継続）</p> <p>外部の有識者を含む調査研究総合評価委員会を開催し、平成18年度調査研究成果の評価を行うとともに、平成19年度の調査研究課題として「無機分析による貝類の原産国判別法の開発」、「PCR法を用いた肉種鑑別法の検討」、「農産物からの遺伝子組換え体の定性分析技術の確立 GMトウモロコシの定性分析法」等24課題、事前調査研究として3課題を選定した。</p> <p>また、本部、横浜及び神戸センターにおいて調査研究推進委員会を計9回開催し、平成18年度における調査研究課題を1件追加実施する等、調査研究の進行管理及び内部評価に基づく計画変更の指示等を行った。</p>
<p>(2) 調査研究の成果については、公開発表会を毎年度1回以上実施するとともに、検査・分析業務等に迅速に活用する。</p>	<p>(2) 調査研究の成果については、毎年度1回以上の公開発表会を開催するとともに、調査研究報告書、インターネット等により広く一般に公開する。</p> <p>また、調査研究の成果については、検査・分析のためのマニュアルに反映し、検査・分析業務等に迅速に活用する。</p>	<p>(2) 調査研究の成果を積極的に公表するため、以下の措置を講じる。</p> <p>調査研究報告書を作成し、関係機関へ配布するとともに、インターネット等により広く一般に公表する。</p> <p>また、公開発表会を開催する。</p> <p>調査研究の成果を検査分析等業務に迅速に活用するため、検査・分析マニュアルの作成等を行う。</p>	<p>(2) 調査研究の成果を積極的に公表するため、以下の取組を行った。</p> <p>平成17年度の調査研究の成果について「調査研究報告第30号」を作成し、公表するとともに、調査研究結果の概要をホームページに掲載した。</p> <p>また、公開調査研究発表会を開催し、「無機分析によるタマネギの産地判別法の開発」、「水産加工品の原料種判別法の検討」等7課題について発表した。（外部からの参加者46名）</p> <p>調査研究の成果を検査分析等業務に活用するため、「乾しいたけの栽培方法及び原料原産地判別マニュアル」及び「黒大豆（丹波黒）の原産地判別マニュアル」並びに「タマネギの原産地表示（北海道、兵庫県、佐賀県）判定マニュアル」を作成した。</p>
<p>9 依頼検査 製造業者等から依頼された</p>	<p>9 依頼検査 製造業者等から依頼された農</p>	<p>9 依頼検査 製造業者等から依頼された農林物資</p>	<p>9 依頼検査 依頼検査に関する基準文書の見直しを行うとともに、製</p>

<p>農林物資の品質、成分等に関する検査を適切に行う。</p>	<p>林物資の検査を適切に行うため、依頼検査に関する基準文書を作成するとともに、依頼者の機密保持を図るため検査結果の厳正な管理を行う。</p>	<p>の検査を適切に行うため、依頼検査に関する基準文書を作成するとともに、必要に応じて見直しを行う。 また、依頼者の機密保持を図るため検査結果の厳正な管理を行う。</p>	<p>造業者等から依頼された、飲食物品及び生糸に係る依頼検査を89件実施した。 また、依頼者の機密保持を図るため、検査結果の厳正な管理を行った。</p>
<p>10 消費者等対応業務 (1) 消費者等対応業務については、食品表示の監視等JAS法関係業務、リスク管理のための有害物質の分析等を通じて蓄積された食品等に関する専門技術的知見に基づき、 ア 食品等の品質及び表示、遺伝子組換え食品並びに農産物の残留農薬等、消費者の関心の高い情報のインターネット、メールマガジン、講習会、研修会、地方公共団体等の依頼に基づく講師派遣等を通じた積極的な提供</p>	<p>10 消費者等対応業務 (1) 食品表示の監視業務等JAS法関係業務、リスク管理のための有害物質の分析等を通じて蓄積された情報の中から、消費者の関心の高い情報を的確かつ迅速に提供するため、以下の情報提供活動を行う。 ア インターネット、メールマガジン及び広報誌により食品等の品質及び表示、遺伝子組換え食品並びに農産物の残留農薬等、消費者の関心の高い情報を発信する。 また、インターネット情報は適宜更新するとともに、メールマガジンについては毎年度36回以上、広報誌は毎年度6回以上発信し、最新の情報を提供できるように努める。</p>	<p>10 消費者等対応業務 (1) 消費者の関心を把握するために行ったアンケート調査の結果を踏まえ、食品表示の監視業務などJAS法関係業務、リスク管理のための有害物質の分析等を通じて蓄積した情報を以下により的確かつ迅速に提供する。 ア インターネット、広報誌等による情報提供 ○ インターネット情報の内容を適宜更新することにより、食品表示に関する情報、JAS製品の品質に関する情報、遺伝子組換え食品及び農産物の残留農薬に関する情報や消費者相談事例等を迅速に提供する。 また、インターネットを通じた食の安全と消費者の信頼確保に関する意見交換会として「電子フォーラム」を開催する。 ○ 食品安全委員会等の食品のリスクアナリシスを行っている機関の動向や食品の安全と消費者の信頼確保に関する情報の提供を迅速に行うため、希望者</p>	<p>10 消費者等対応業務 (1) 消費者の関心を把握するために行ったアンケート調査の結果を踏まえ、食品表示の監視業務などJAS法関係業務、リスク管理のための有害物質の分析等を通じて蓄積した情報を以下により的確かつ迅速に提供した。 ア インターネット、広報誌等による情報提供 ○ 食生活等に関する情報、農林水産省が発表した食品に関する情報等を速やかにホームページに掲載した。 (更新回数 244回、アクセス回数 394,488回) 〔ホームページの主な掲載内容〕 ・行政情報（報道発表、パブリックコメント情報、JAS規格、食品表示等） ・技術情報（調査研究報告、分析マニュアル等） ・食の安全・安心に関わる情報（Q&A、個別リスク情報、事業者の取組、国際規格関係情報、キッズページ、相談窓口等） ・センター情報（イベント情報、刊行物等） ・公表事項（独立行政法人通則法に基づく公表事項等） また、ホームページ上で、食の安全と消費者の信頼確保に関する意見交換の場として、電子フォーラムを「麺食い大集合!」、「私のおきのお弁当!～あなたは手作り派それともコンビニ派?～」、「豆・マメ・まめ!」の3テーマについて開催した。 ○ 迅速な情報提供を行うため、電子メールマガジンを毎月3回以上、合計49回（延べ配信数184,421通）配信した。 〔メールマガジンの主な掲載内容〕</p>

		<p>にメールマガジンを毎月3回以上配信するとともに、必要に応じて臨時メールマガジンを配信する。</p> <p>また、行政情報、各種調査結果及びセンター活動状況等についても情報提供を行う。</p> <p>○ 広報誌を6回以上発行するとともに、必要に応じて臨時増刊号を発行する。</p> <p>また、地域の実情を踏まえ、地域情報紙を適宜発行する。</p> <p>○ 各センターごとに設置した「消費者の部屋」又は「消費者コーナー」を活用して、展示物等による情報提供や利用者の相談等への対応を行うとともに、啓発の目的を明確にした特別展示を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品の安全と消費者の信頼確保に関する情報 ・ 行政情報（報道発表、パブリックコメント情報等） ・ 消費者向けイベント情報 <p>○ 広報誌「大きな目小さな目」を6回（毎回6,000部）発行し、地方公共団体の消費生活センター等に配布した。なお、臨時増刊号は発行しなかった。</p> <p>また、各地域センターにおいて地域情報紙を合計26回（14,120部）発行した。</p> <p>〔広報誌の主な掲載内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食のQ&A（消費者相談） ・ 行政情報 ・ 食のサイエンス <p>○ 本部及び各地域センターに設置している「消費者の部屋」又は「消費者コーナー」において常設展示を行うとともに、本部においては、さいたま新都心インフォメーションセンターを活用し、消費者に対する情報提供に努めた。</p> <p>また、期間を定めて、食品の安全・安心等をテーマとした特別展示を、本部及び各地域センターで22回（来場者384,273名）実施した。</p>								
<p>イ 食品等の品質、表示等に関する疑問への回答をはじめとする消費者相談等の業務を実施するとともに、これらの情報を的確かつ迅速に提供できる体制を整える。</p> <p>なお、講習会及び研修会については、毎年度30回以上開催する。</p>	<p>イ センターが有する食品分析技術等の専門技術的知見を活用した講習会及び研修会を、毎年度30回以上開催する。</p> <p>なお、地方公共団体等からの</p>	<p>イ 講習会等の開催、消費者・企業相談等への対応</p> <p>○ 地方公共団体の職員等に対する講習会等は、企業相談実績を踏まえた食品の表示、製造管理技術等の専門技術的知見を活用したものを中心に必要なに応じて適時適切に開催する。</p> <p>なお、開催件数は、全センター合わせて30件以上とする。</p> <p>○ 地方公共団体等から消費者啓発に係</p>	<p>イ 講習会等の開催、消費者・企業相談等への対応</p> <p>○ 消費者、事業者及び地方公共団体職員等に対する講習会を、以下のとおり44回開催した。</p> <table border="0"> <tr> <td>・ 食品品質等知見活用講習会</td> <td>8回</td> </tr> <tr> <td>・ 食品等リスク情報共有化講習会</td> <td>20回</td> </tr> <tr> <td>・ 地方公共団体職員等研修会</td> <td>8回</td> </tr> <tr> <td>・ 技術講習会</td> <td>8回</td> </tr> </table> <p>[資料5]</p> <p>○ 地方公共団体及び業界団体等からの要請に応じて、消費</p>	・ 食品品質等知見活用講習会	8回	・ 食品等リスク情報共有化講習会	20回	・ 地方公共団体職員等研修会	8回	・ 技術講習会	8回
・ 食品品質等知見活用講習会	8回										
・ 食品等リスク情報共有化講習会	20回										
・ 地方公共団体職員等研修会	8回										
・ 技術講習会	8回										

	<p>依頼に基づく講習会への講師派遣については、センターの有する専門技術的知見が活用できるものについて積極的に実施する。</p> <p>また、食品等の品質や表示等に関する消費者・企業相談については、迅速かつ的確に実施するため、相談事例集を更新するとともに、相談対応に関する基準文書に基づき適切に実施する。</p>	<p>る取組等への参加要請があった場合には、地方公共団体等の取組を支援するため、講習会等に職員等の派遣等センターの有する専門技術的知見を活用した対応を行う。</p> <p>○ 消費者相談に迅速かつ的確に対応するため、農林水産省消費者の部屋、地方農政局、消費生活センター等関係機関と緊密に連携するとともに、受け付けた相談を整理し、重要な事例を消費者相談事例集に収録し、消費者相談対応マニュアルと併せてその充実を図る。</p> <p>○ 製造業者等からの食品表示等に関する相談に対応するとともに、本部、名古屋及び神戸の各センターに設置した食品表示に関する一元的相談窓口を適切に運営する。</p>	<p>者等を対象とした講習会に50回（3,286名参加）、事業者等を対象とした講習会に279回（18,711名参加）役職員を講師として派遣するとともに、消費生活展等への出展を12回（472,830名来場）実施した。</p> <p>地方公共団体等からの参加要請に応じて、各種研修会及び連絡会議等に職員を44回派遣した。</p> <p>また、他機関の研究所等からの依頼に応じて、残留農薬分析等についての受入研修等を5回（24名参加）行った。</p> <p>○ 消費者相談専用電話及び食品表示110番を活用するとともに、消費生活展等において消費者相談窓口を開設し、消費者相談2,234件に対応した。</p> <p style="text-align: right;">[資料6]</p> <p>また、現行の消費者相談事例集の内容を精査し、平成17年度の相談事例を22件追加した。</p> <p>なお、消費者相談対応マニュアルの充実を図るため見直しを検討したが、改正する必要はなかった。</p> <p>○ 製造業者等からの食品表示等に関する相談（企業相談）16,875件に対応した。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・行政制度</td> <td style="text-align: right;">16,021件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">・その他</td> <td style="text-align: right;">854件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right;">16,875件</td> </tr> </table> <p>また、(社)日本食品衛生協会と連携して設置している3か所の食品表示に関する一元的相談窓口を適切に運営し、企業相談件数のうち2,040件の相談に対応した。</p>	・行政制度	16,021件	・その他	854件	計	16,875件
・行政制度	16,021件								
・その他	854件								
計	16,875件								
<p>(2) 食品表示110番を通じて消費者等から寄せられる不正表示や違法なJASマーク表示に関する情報収集を行い、食品表示の監視業務等に情報を活用する。</p>	<p>(2) 食品表示110番等を通じて収集した不正表示や違法なJASマーク表示に関する情報は、速やかに農林水産省関係部局等に通報するとともに、必要に応じて事実関係の確認のための調査、分析等を行う。</p>	<p>(2) 食品表示110番等を通じて収集した不正表示や違法なJASマーク表示に関する情報の農林水産省関係部局等への通報及び必要に応じた事実関係の確認のための調査、分析等については、事務処理手順書に基づき迅速かつ的確に行う。</p>	<p>(2) 食品表示110番等を通じて収集した不正表示や違法なJASマーク表示に関する情報について、事務処理手順書に基づき、以下のとおり迅速かつ的確に対応した。</p> <p>○ 「食品表示110番（フリーダイヤル）」を441件受け付け、収集した不正表示や違法なJASマーク表示に関する情報について農林水産省関係部局等へ通報した。</p>						

		<p>また、事務処理手順書は必要に応じて見直す。</p>	<p>○ センターが受け付けた情報及び農政局等から回付された情報に基づき、事実関係の確認のための買上検査を56件行い、このうち38件について表示の確認を行い、18件について分析を行った。買上検査の結果については、農林水産省に報告するとともに、不適合が確認された24件について文書による是正指導を行った。</p> <p>○ 農林水産省等からの依頼により、食品表示110番等の情報提供に基づく任意調査等を23件実施した。</p> <p>なお、食品表示110番に係る事務処理手順書の見直しについて検討した結果、改正する必要はなかった。</p>																						
<p>(3) 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報や提供方法について顧客満足度を測定し、5段階評価で3.5以上の顧客満足度を目標とする。</p>	<p>(3) 情報提供業務については、アンケート調査等により顧客満足度を測定し、5段階評価で中期目標の各年度を通じて3.5以上の顧客満足度を目標とする。</p> <p>また、個別の講習会等において、顧客満足度が3.5未満の場合は、情報提供の方法の見直し等、必要な改善処置を講じる。</p>	<p>(3) 情報提供業務の改善を図るため、次の業務において提供した情報や提供方法の顧客満足度をアンケート調査等により測定する。</p> <p>また、個別の講習会等において顧客満足度が3.5未満の場合は、情報提供の方法の見直し等の必要な改善処置を速やかに講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種講習会及び研修会 ・講師派遣 ・ホームページ ・メールマガジン ・広報誌 <p>○ 顧客満足度の測定結果を踏まえ、提供情報の的確性、分かり易さ等情報提供業務の質の向上に資する方策を検討するため、外部の有識者を含めた消費</p>	<p>(3) 提供情報の的確性、分かり易さ等の向上に資するため、講習会、研修会、講師派遣、ホームページ、広報誌等の業務について、アンケート調査による効果測定を実施した。顧客満足度（5段階評価）は、以下のとおりであった。</p> <table border="0"> <tr> <td>・各種講習会及び研修会</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 食品品質等知見活用講習会</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td> 食品等リスク情報共有化講習会</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td> 地方公共団体職員等研修会</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td> 技術講習会</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>・講師派遣</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 消費者を対象とした講習会</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td> 事業者を対象とした講習会</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td>・ホームページ</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>・メールマガジン</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>・広報誌</td> <td>3.8</td> </tr> </table> <p>[資料7]</p> <p>また、個別の講習会等において顧客満足度が3.5未満であった1件の研修会については、情報提供の方法の見直し等の改善処置を講じた。</p> <p>○ 外部の有識者を委員に含めた消費者対応業務推進委員会を開催し、顧客満足度の測定結果等を踏まえ、消費者対応業務を効果的に推進するための方策等を検討した。</p>	・各種講習会及び研修会		食品品質等知見活用講習会	3.8	食品等リスク情報共有化講習会	4.2	地方公共団体職員等研修会	4.0	技術講習会	3.8	・講師派遣		消費者を対象とした講習会	4.8	事業者を対象とした講習会	4.6	・ホームページ	3.7	・メールマガジン	4.1	・広報誌	3.8
・各種講習会及び研修会																									
食品品質等知見活用講習会	3.8																								
食品等リスク情報共有化講習会	4.2																								
地方公共団体職員等研修会	4.0																								
技術講習会	3.8																								
・講師派遣																									
消費者を対象とした講習会	4.8																								
事業者を対象とした講習会	4.6																								
・ホームページ	3.7																								
・メールマガジン	4.1																								
・広報誌	3.8																								

		者対応業務推進委員会を開催する。 また、検討結果は情報提供業務の改善に活用する。	
11 緊急時の要請に関する事項 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請があったときは、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査の迅速かつ正確な実施に努めるとともに、その結果について農林水産大臣に迅速に報告する。	11 緊急時の要請に関する事項 独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づく緊急時の調査等については、農林水産大臣の要請に従い最優先で迅速かつ的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。 必要な分析方法、データを効率よく検索できるように、調査研究結果や研究論文等の情報を収集し、体系的に整理する。	11 緊急時の要請に関する事項等 (1) 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成11年法律第183号）第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請があったときに迅速かつ的確に対応するため、以下の措置を講じる。 ○ 調査研究結果及び緊急時に活用する可能性の高い研究論文等を整理し、必要に応じた分析方法、データを効率的に検索できる情報管理体制を維持するとともに、緊急要請に迅速に対応できるよう要請が想定される事案についてそれぞれの専門家を登録し、必要に応じて見直す。 ○ 農林水産大臣から要請があった場合には、他の業務に優先して要請された調査、分析又は検査の迅速かつ正確な実施に努めるとともに、調査結果は速やかに報告する。	11 緊急時の要請に関する事項等 (1) 農林水産大臣から調査、分析又は検査を緊急に実施するよう要請があったときに迅速かつ的確に対応するため、以下の取組を行った。 ○ 要請が想定される事案ごとに研究論文及び分析方法等を整理し、また、外部からの提供情報を含め、日々入手した危害情報の蓄積と整理を引き続き行い、情報管理体制の充実に努めた。 また、「緊急調査分析実施規程」の改正及び「緊急調査分析の想定される要因及びその内容別分類並びに専門職員登録者名簿」の見直しを行った。 ○ 今年度については、農林水産大臣からの緊急時の調査、分析又は検査の要請はなかった。
		(2) 食品の安全性や品質に影響を及ぼすおそれのある事故や汚染等が発生した場合は、必要に応じて、(1)に準じた措置を講じる。 また、適切かつ正確な情報を消費者に分かり易く、かつ、迅速に提供し、消費者の被害及び生産者の風評被害の防止、消費者の不安の解消等を図るため、必要に応じて相談窓口の設置等を行う。	(2) 食品の安全性や品質に影響を及ぼすおそれのある事故や汚染等で、センターが対応すべき事案はなかった。
12 国際協力 可能な範囲において、研修	12 国際協力 可能な範囲において、センタ	12 国際協力 農林水産省、独立行政法人国際協力	12 国際協力 独立行政法人国際協力機構等からの国際技術協力等の要

<p>生の受入れ、海外への専門家の派遣等の国際協力を行う。</p>	<p>一の技術力を活用した専門家の海外派遣及び海外からの研修生の受入れを行う。</p>	<p>機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、可能な範囲において、開発途上国等からの技術支援要請に対応するため、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。</p> <p>また、必要に応じて独立行政法人国際協力機構の主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>請を踏まえ、海外からの研修員を受入れ、JAS制度、食品等の分析技術等に関する研修を5回（延べ9か国、19名）実施した。</p> <p>なお、独立行政法人国際協力機構の主催する研修等に、職員を派遣すべき事案はなかった。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。</p> <p>また、自己収入（格付業務に係る収入を除く。）の増額を図る。</p>	<p>第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 予算、収支計画及び資金計画については、平成19年4月の検査検定3法人の統合に向けた検討が行われることを踏まえ、必要な見直しを行うものとする。</p> <p>また、自己収入（格付業務に係る収入を除く。）を平成18年度予算を基準として、毎年1%以上の増額を図る。</p>	<p>第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 本年度の予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画は、別表1、2及び3に定めるとおりとする。</p> <p>また、自己収入の増額を図るための取組を行う。</p> <p>（略）</p>	<p>第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 財務諸表等を参照のこと。</p> <p>なお、予算の執行を適切に行い、前年度に引き続き、業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。また、随意契約の見直し等、契約事務の適正化について検討し、関係規程の改正を行い、随意契約限度額を国の基準額と同額まで引き下げた。</p> <p>自己収入（格付業務に係る収入を除く。）について、講師派遣の要請に積極的に対応する等の自己収入の増額のための取組を行った結果、計画値である平成18年度予算額を上回る自己収入を得た。</p>
	<p>第4 短期借入金の限度額 平成18年度 : 7億円 平成19年度～平成22年度 : 7億円 (検査検定3法人の合計額 : 10億円)</p> <p>(想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 平成18年度 : 7億円</p> <p>(想定される理由) 運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 運営費交付金の受入れの遅延等はなく、短期借入は行わなかった。</p>

	<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p>		<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 重要な財産の譲渡及び担保に供する事案はなかった。</p>						
	<p>第6 剰余金の使途 検査検定業務に係る業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための分析機器の購入の経費に充当する。</p>	<p>第5 剰余金の使途 検査検定業務に係る業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための分析機器の購入の経費に充当する。</p>	<p>第6 剰余金の使途 剰余金については、平成17年度に第1期中期目標期間が終了したことにより、農林水産大臣の承認を受けた繰越積立金を除き国に返納した。</p>						
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 以下の事項については、平成19年4月の検査検定3法人の統合に向けた検討が行われることを踏まえ、必要な見直しを行うものとする。</p> <p>1 施設及び設備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p>	<p>第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画 以下の施設及び設備の整備を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所名</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横浜</td> <td>DNA検定室等設備改修工事 スクラパー改修工事</td> </tr> <tr> <td>門司</td> <td>7階試料保管室等改修工事</td> </tr> </tbody> </table>	所名	整備内容	横浜	DNA検定室等設備改修工事 スクラパー改修工事	門司	7階試料保管室等改修工事	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画 横浜センターにおけるDNA検定室等施設改修工事及びスクラパー改修工事並びに門司センターの試料保管室等改修工事を実施した。 また、神戸センターの現庁舎は、老朽化が著しく耐震上問題があることが判明したことから、現在の庁舎を利用する職員及び一般消費者に対する危険を回避するため、新たに神戸センターを移転新築することとし、用地の取得、実施設計図書の作成を行い、平成20年度までの3か年度にわたる神戸センター新庁舎建築工事等の契約を行った。</p>
所名	整備内容								
横浜	DNA検定室等設備改修工事 スクラパー改修工事								
門司	7階試料保管室等改修工事								
	<p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 方針 組織の再編統合の検討及び円滑な再編を実施するための検査検定3法人を横断した体制整備を念頭に入れつつ、業務の適切かつ効率的な実施の確保のための適正な人員配置を</p>	<p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 業務の適切かつ効率的な実施を確保し、検査検定業務に重点化を図るため、適正な人員配置を行う。</p>	<p>2 職員の人事に関する計画 (1) 業務を適切かつ効率的に実施し、検査検定業務に重点化を図るため、以下の取組を行った。</p> <p>○ 本部の「技術調査部」及び「技術指導部」を、JAS規格関係業務を行う「規格指導部」及び食品表示監視業務を行う「表示監視部」に再編した。</p>						

行う。

- 検査分析の結果について、客観的信頼性の向上を図るため、本部及び各地域センターに精度管理官を置いた。
- 検査3法人統合準備委員会のもと、3法人の担当者が共同で作業を行うため、統合準備作業室を設置し、統合事務の円滑かつ効率的な実施を図った。

(2) 人員に関する指標

「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間に於いて、検査検定3法人全体の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について5%以上の削減を行う。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを発揮することにより、更なる人件費の削減を行う。

また、国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

(参考)

平成17年度の人件費	
3,555百万円	
期初の常勤職員数	521 人
検査検定3法人の合計額	
5,177百万円	

期初の検査検定3法人	
合計常勤職員数	742 人
平成22年度の人件費見込み	
3,377百万円	

(2) 人員に関する指標

業務の効率化を図り、人員を削減することにより、人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について、本年度は1%以上の削減を行う。

(2) 人員に関する指標

業務の効率化を図り、人員を平成18年1月1日時点（注）の常勤職員498名から24名削減することにより、人件費を4.9%削減した。

注：独立行政法人通則法第60条の規定による常勤職員数の国会報告基準日

	<p>期末の常勤職員数の見込み 494 人 検査検定3法人の合計額 4,912百万円 期末の検査検定3法人合計 常勤職員数の見込み 703 人 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。</p>		
<p>1 業務内容の高度化及び専門化に対応するとともに、分析技術及び分析能力の向上を図るため、分析技術に関する研修を毎年度20回以上行う。</p>	<p>(3) その他、人材の確保、人材の養成等についての計画</p> <p>ア 人材の育成のため、別に定める職員研修計画に基づき、以下の研修を的確に行う。</p> <p>(7) 分析技術及び分析能力の向上を図るため、分析担当者に対して分析技術に関する研修を毎年度20回以上行う。</p> <p>(4) ISO9000審査員研修コース等業務運営上必要な研修を行う。</p>	<p>(3) 人材の確保・育成</p> <p>ア 別に定める職員技術研修中期計画に基づき、以下の研修を計画的に実施する。</p> <p>○ 専門的知識を有する職員、試験研究機関の研究者等の学識経験者を講師とした分析技術に関する研修を20回以上実施する。</p> <p>○ 業務運営上必要な資格を有する職員を養成するため、ISO9000審査員研修を4名以上の職員に受講させる。 また、必要に応じて、ISO/IEC17025内部監査員研修等を受講させる。</p> <p>○ 登録認定機関等の技術上の調査及び</p>	<p>(3) 人材の確保・育成</p> <p>ア 職員技術研修中期計画に基づき、以下の研修を計画的に実施した。 [資料8]</p> <p>○ 職員の検査分析技術及び機器操作技能等の維持・向上を図るため、分析技術に関する研修を以下のとおり89回実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門技術研修 37回（96名） ・技術能力向上研修 52回（530名） <p>また、分析試験業務以外の業務に関する専門的な知識の習得を図るための研修を10回（47名）実施した。</p> <p>○ 業務運営上必要な資格を有する職員を養成するため、職員に以下の研修を受講させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO9000審査員研修 6名 ・ISO/IEC17025内部監査員研修 7名 ・ISO9000内部監査員研修 2名 ・内部監査員研修 134名 <p>○ 登録認定機関等の技術上の調査及び定期的調査等の業務</p>

		<p>定期的調査等の業務を適切に実施するための内部資格要件を満たす職員を確保し、調査技術の維持・向上を図るため、内部研修を実施する。</p> <p>○ 立入検査等の質の向上を図るため、検査に従事する職員の資格要件をより厳格なものとなるよう見直しを行うとともに、これまでに蓄積した検査技術に関する研修を行う。</p>	<p>を適切に実施するための内部資格要件を満たす職員を確保し、調査技術の維持・向上を図るため、35名の職員に対し調査員内部研修を実施した。</p> <p>○ 立入検査等の質の向上を図るため、検査に従事する職員の資格要件をより厳格なものとなるよう見直しを行うとともに、これまでに蓄積した検査技術に関する研修を166名の職員に対して行った。</p>
<p>2 農林水産行政との連携を図るため、行政部局との円滑な人事交流を図るとともに、センター職員の採用に当たっては、広く我が国の行政にも従事できる人材の確保に留意する。</p>	<p>イ 農林水産行政と連携した業務運営を推進するため、業務上密接な関連を有する消費・安全局を中心とした行政部局との円滑な人事交流を行う。</p> <p>また、職員の採用に当たっては、業務を遂行する上で必要とされる分析の基礎的能力、農林水産物や食品の製造等の専門的知識等を有する化学、農学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者を中心として採用する。</p>	<p>イ 農林水産行政との連携を図り、センターの業務に必要な人材を確保するため、以下の措置を講じる。</p> <p>○ 人事交流については、農林水産省の行政部局等と計画的に実施することとし、一方に偏らないよう諸事情に即し、双方が出し合うことを基本とする。</p> <p>○ 職員の採用に当たっては、業務の円滑な推進を図るため、分析の基礎的能力、農林水産物や食品の製造等の専門的知識等を有する化学、農学等及び行政の試験区分の国家公務員試験合格者等から採用する。</p> <p>○ 採用情報については、インターネット等を活用した広報活動により、優秀な人材の確保に努める。</p>	<p>イ 農林水産行政との連携を図り、センターの業務に必要な人材を確保するため、以下の取組を行った。</p> <p>○ 農林水産省消費・安全局等と人事交流（転出62名、転入46名）を実施した。</p> <p>○ 農学、化学等の試験区分の国家公務員試験等の合格者の中から7名を採用し、必要な人材を確保した。</p> <p>○ 採用情報については、インターネット等を活用した広報活動を行い、優秀な人材の確保に努めた。</p>
<p>3 職員の検査分析能力の維持・向上を図るため、検査分析機関としての国際基準を導入するとともに、分析担当者に対して技能試験を毎年度1回以上行う。</p>	<p>ウ 職員の検査分析能力の維持・向上を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>(7) 検査分析に係る検査分析能力及び信頼性の向上を図るため、適正試験所規範（GLP）及び分析機関としての国際標準であるISO／</p>	<p>ウ 職員の検査分析能力の維持・向上を図り、検査分析結果の信頼性を確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>○ しょうゆのアルコール分の検査分析について、ISO／IEC17025の要求事項への適合性を維持するとともに、システムの継続的な改善に取り組む。</p>	<p>ウ 職員の検査分析能力の維持・向上を図り、検査分析結果の信頼性を確保するため、以下の取組を行った。</p> <p>○ 平成17年度に本部において取得したしょうゆのアルコール分の検査分析について、ISO／IEC17025の要求事項への適合性を維持するとともに、品質システムの継続的な改善に取り組む、認定継続維持の承認を受けた。</p>

IEC17025の考え方による業務管理体制を確立、維持・改善する。

- (イ) 分析に従事する職員の技能の維持・向上を図るため、分析に従事する全ての職員を、外部機関又はセンターが主催する技能試験に毎年度参加させる。
また、技能試験については、月別の検査件数の平準化の観点から実施時期を適切に設定する。

- (ウ) 分析精度の確認のため、外部機関又はセンター主催による実験室間精度管理を毎年度5回以上実施し、その結果に基づき必要な措置を講じる。

- (エ) 検査分析業務に関する基準文書に基づき、分析機器及び試薬等の維持管理及び記録等を適正に行う。

○ 食品中の遺伝子組換え農産物の検査分析について、ISO/IEC17025の認定の取得に向けた取組を行う。

○ センターが行う検査分析業務全般について、ISO/IEC17025の考え方に基づく分析試験業務管理を導入し、センターにおける適正試験所規範（GLP）の確立を進めるため、引き続き関係規程、管理手順書等を整備するとともに、必要に応じて見直す。

○ 分析に従事する全ての職員を外部機関又はセンターが主催する技能試験に1回以上参加させるとともに、不満足な結果であった場合には、原因究明のための再試験、当該職員に対する教育訓練等の必要な措置を講じる。

○ 分析精度の確認のため、外部機関又はセンター主催による実験室間精度管理を5回以上実施し、不満足な結果であった場合には、原因究明のための再試験、当該実験室の担当職員に対する教育訓練等の必要な措置を講じる。

○ 分析試験業務の管理のため、関係規程、管理手順書等に基づき分析機器及び試薬等の維持管理及び記録の管理等を適正に行う。

○ 遺伝子組換え大豆及び大豆加工食品のPCR法（定性分析）による検査分析について、神戸センターにおいて、品質システムを構築し、遺伝子組換え食品の分析としては我が国で初めてISO/IEC17025の認定を平成19年3月27日付けで取得した。

○ センターが行う検査分析業務全般について、分析試験業務運営委員会を3回、各センターで分析試験業務管理委員会を26回開催し、分析試験業務内部監査の結果をもとにした分析試験業務に係るマニュアル類の改正及び機器整備等、分析試験業務の管理に必要な事項を審議し、決定した。

○ 分析に従事する全ての職員に対し、外部機関又はセンターが主催する技能試験に1回以上（延べ226名）参加させるとともに、満足な結果が得られなかった試験者に対しては、原因究明のための再試験等の必要な是正処置を実施した。
また、技能試験については月別の業務量の平準化の観点から実施時期の調整を行った。

○ 分析精度の確認のため実験室間精度管理として、外部精度管理を14回、センター間精度管理を4回、計18回実施し、満足な結果が得られなかった試験者に対しては、原因究明のための再試験等の必要な是正処置を実施した。
また、平成17年度に報告が終了しなかった8件の外部技能試験について、試験結果の評価等を行った。

[資料9]

○ 分析試験業務の管理のため、関係規程、管理手順書等に基づき分析機器及び試薬等の維持管理及び記録の管理等を適正に行うとともに、分析試験業務内部監査を実施し、検出された不適合及び改善推奨事項について適切に処置し、内部監査結果については、業務の継続的改善のため職員に周知した。

また、実験室間精度管理を毎年度5回以上行う。
なお、技能試験等の実施については、実施時期を見直し、効率的に実施する。

	<p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間中の繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。</p>	<p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間中の繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。</p>	<p>3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間中の繰越積立金は、計画に基づき前期中期目標期間中に支払っている前払費用等の本年度相当額（411,071円）を取り崩した。</p>
--	--	--	--

事業報告書 別添資料一覧

資料 1	アンケート結果概要	1
資料 2	職員技術研修中期計画	2
資料 3	加工食品検査	7
資料 4	国際規格に係る業務	9
資料 5	講習会の開催	1 2
資料 6	消費者相談受付状況	1 5
資料 7	効果測定の結果	1 6
資料 8	職員技術研修（研修一覧）	1 7
資料 9	外部精度管理（技能試験）	1 8

アンケート結果概要

調 査 名	講習会に関するアンケート調査 食品等リスク情報共有化講習会（10回）、 食品品質等知見活用講習会（8回）		
対象者（対象団体）	消費者、事業者、地方公共団体職員等		
配 布 数	1, 0 9 1	回 収 数	9 4 3
		回収率 (%)	8 6 . 4
アンケート内容 ; 現在の関心事項			
アンケート結果概要			
現在の関心事項			
	1	2	3
全体 (943)	食品の表示制度と最近の改正状況 (36.2%)	加工食品の原料原産地表示 (23.9%)	遺伝子組換え食品の表示と検査 (18.2%)
消費者 (276)	遺伝子組換え食品の表示と検査 (31.5%)	加工食品の原料原産地表示 (24.3%)	食品の表示制度と最近の改正状況 (23.6%)
事業者 (282)	食品の表示制度と最近の改正状況 (52.1%)	加工食品の原料原産地表示 (30.1%)	食品の製造加工に係わる一般知識 (21.6%)
地方公共団体職員 (243)	食品の表示制度と最近の改正状況 (37.9%)	食品表示の監視と科学的真正性確認方法 (19.8%)	加工食品の原料原産地表示 (16.9%)
その他 (142)	食品の表示制度と最近の改正状況 (26.1%)	加工食品の原料原産地表示 (22.5%)	食品の製造加工に係わる一般知識 (17.6%)
<p>大部分の講習会において、最も関心の高い事項は「食品の表示制度と最近の改正状況」であり、回答数が全体の4割近くを占めることから、特に関心が高いことが伺える。</p> <p>また、消費者は事業者や地方公共団体職員と異なり、「遺伝子組換え食品の表示と検査」について関心が高いことが伺える。</p>			

職員技術研修中期計画

制 定	平成13年4月 2日	13本消技第 259号
一部改正	平成14年3月29日	13本消技第1386号
	平成15年7月 1日	15本消技第 528号
	平成16年2月16日	15本消技第1700号
	平成17年3月31日	16本消技第1840号
	平成18年4月 3日	18本消技第 9号
最終改正	平成19年1月11日	18本消技第1335号

1 趣旨

独立行政法人農林水産消費技術センター（以下「センター」という。）は、国が推進する食品の品質・表示の適正化、科学的な知見に基づいた食品安全行政に対応して、センターがこれまで蓄積してきた食品等に関する専門技術的知見を活用し、技術的な側面から効果的かつ効率的に支援していくことが期待されている。

このような中で、センターは、従来から技術系職員（以下「職員」という。）に対し、業務に必要な基礎的又は専門的知識を付与するための各種の研修（以下「職員技術研修」という。）を実施してきたところであるが、センター中期計画を遂行し、センター中期目標を達成するためには、職員の業務に関する技術能力の更なる向上はもとより、業務の信頼性等を確保する上で必要な各種有資格者の養成、分析試験結果の品質管理・品質保証体制を確立するための業務管理能力の向上、講習会等における説明能力の向上等に努め、幅広い分野において有能な人材を育成する必要がある。

このため、センターは、職員の自主的な活動を支援しつつ業務能力の向上を図り、センター中期計画に定められた人材の確保・育成に資するため、職員技術研修中期計画を作成するものとする。

2 研修計画の期間

職員技術研修中期計画の期間は、平成18年4月3日から平成23年3月31日までの5年間とし、必要に応じて随時見直しを行うものとする。

3 研修推進体制の構築

研修を円滑かつ効果的に実施するため、研修企画委員会を設置し、職員技術研修に係る企画・立案・改廃等の検討を行う。

4 研修の評価及び改善等

(1) 研修効果の把握及び評価

研修内容の充実並びにその研修効果の向上を図るため、研修生に対しレポート提出又はアンケートの提出等を義務付け、当該研修の実施効果を適切に評価する。

(2) 習得技術の普及

研修の成果を積極的にセンター内で普及し、業務への活用等に資するため、5の(1)の③専門技術研修(資格認定のための研修を除く。)を受講した職員は、研修終了後速やかに所内研修として報告会(必要に応じて実技指導を含む)等を行うとともに、職場内教育(On the Job Training:以下「OJT」という。)を通じて他の職員に対する習得技術の普及に努めるものとする。

(3) 研修の改善

研修企画委員会における検討の結果、効果が低いと評価された研修については、廃止を含め改善方法を検討する。

5 研修計画

(1) 総合的な人材育成システムの構築

新規採用時における導入研修から、一定期間経過後のフォローアップ研修、中堅職員に対する専門技術研修等により、職員の計画的な育成を図るとともに、OJTにより日常的な技能の向上を図る。

① 新規採用者導入研修

センター職員として必要な業務上の基礎的知識を習得するため、新規採用者を対象とした導入研修を行う。

なお、導入研修はセンター職員として必要な基礎的・技術的基盤を共通のものとするため、統一したカリキュラムに基づいて行う。

② 技術系職員基礎研修

職員に対しセンターの業務全体に関する知識を習得させるとともに、分析試験実務及びその業務管理能力の向上等を図るため、採用後3～5年目の係員を対象として、時宜を得た行政上の課題、業務に関連する制度、検査分析技術、品質管理、説明技術等に関する研修を行う。

③ 専門技術研修

センターの業務遂行上必要となる先進的な検査分析技術、専門的な知識及び高度な技術等を習得させるため、中堅職員を研究機関等に派遣し研修を受講させる。

また、リスク管理分析従事者の資格認定の仕組みが導入されることに伴い、対象となる職員に対して必要な技術能力を付与するため、必要な分析技術、分析試験業務の品質管理・品質保証等に関する研修を行う。

専門技術研修の種類は、以下のとおりとする。

ア 分析技術研修

先進的な検査分析技術等の導入を図るため、必要に応じて(独)農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所等の外部機関への派遣等による研修を行う。

また、専門知識を有する職員等を講師としたリスク管理分析従事者の資格認定の

ための研修、表示監視業務等においてセンター間の検査分析技術の統一等を図るための研修、分析機器操作技能の維持・向上を図るため、分析機器の取扱い及びメンテナンスに関する研修等を行う。

また、必要に応じて職員にメーカーのトレーニングセンター等で行われる機器操作研修を受講させる。

イ 業務技術研修

業務に関する専門的な知識（分析試験業務に関するものを除く。）の習得を図るため、外部機関への派遣又は各センター内において専門知識を有する職員等を講師とした研修を行う。

④ 技術能力向上研修

職員の業務に関する知識及び検査分析技術能力の向上を図るため、本部及び各地域センターにおいて専門知識を有する職員（専門技術研修修了者等）等を講師とした研修を行う。

⑤ O J T

日常の業務を通して業務に必要な知識・技術を重点的に指導し、優れた業務能力を有する人材を育成するため、O J Tを実施する。

(2) 有資格者の確保

センターの業務を遂行するに当たって、法令上取得する必要がある資格及び対外的な信用を得る上で必要な能力を有する職員（以下「有資格者」という。）を確保するため、外部機関が主催する講習会に職員派遣するほか、必要な知識及び技術を習得させるための内部研修を行う。

資格取得研修の種類は、以下のとおりとする。

① 技術資格取得研修

センターの業務を遂行するに当たって、法令により必要とされる放射線取扱主任者等の有資格者を確保するため、外部機関等が主催する講習会等を受講させる。

② I S O 9 0 0 0 審査員研修

センターの行う登録認定機関等に対する技術上の調査及び定期的調査（以下「登録認定機関等指導・監督業務」という。）に適切に対応するとともに、対外的な信頼性を確保するため、(財)日本適合性認定協会の認定する審査員研修機関が行う I S O 9 0 0 0 審査員研修コースを受講させ、有資格者を養成する。

③ 調査員内部研修

センターが行う登録認定機関等指導・監督業務を公正かつ適正に実施するため、業務に必要な知識及び技術を習得させるための内部研修を行う。

なお、登録認定機関等指導・監督業務に従事する職員に対しては、当該研修の定期的な受講を義務付ける。

④ 内部監査員研修

内部監査の有効性・実効性を確保するため、必要な知識を習得させるために必要な研修を行う。

⑤ J A S 立入検査員内部研修

センターの行う立入検査を実施する職員に必要な知識及び技術を習得させるための内部研修を行う。

⑥ その他の有資格者養成研修

I S Oの考え方による業務の品質保証体制及び分析試験業務の品質管理・品質保証体制を確立する上で必要な知識を習得させるため、内部研修を行うほか、必要に応じて外部機関が行う研修会へ職員を派遣する。

(3) その他

センターの業務を実施するために必要なその他の研修については、業務上の必要性及び実施方法等を十分吟味した上で、効果的・効率的に実施する。

6 研修対象者、評価方法及び技術普及の方法

研修の種類		主な研修対象者	評価方法	技術普及の方法
新規採用者導入研修		新規採用者	レポート又はアンケート	
技術系職員基礎研修		採用後3～5年目の係員		
専門技術研修	分析技術研修	本部部長又は各地域センター所長（以下「所長」という。）が推薦した者	レポート又はアンケート （資格認定のための研修を除く）	内部研修会又は報告会及びOJT （資格認定のための研修を除く）
	業務技術研修	所長が推薦した者		
技術能力向上研修		全職員	レポート又はアンケート	内部研修会又は報告会及びOJT
資格取得研修	技術資格取得研修	所長が推薦した者	修了試験（修了証）等 レポート又はアンケート	
	ISO9000 審査員研修	所長が推薦した者		
	調査員内部研修	「登録認定機関等の技術上の調査及び定期的調査に係る調査員等の資格基準について」による		
	内部監査員研修	センター業務経験1年以上の者		
	JAS立入検査員内部研修	「JAS立入検査員内部研修実施要領」による		
その他の有資格者養成研修		所長が推薦した者	修了試験（修	

	成研修		了証) 等	
そ の 他 の 研 修	語学研修 ----- 情報セキュリティ研 修 ----- その他の研修	全職員	レポート又は アンケート	内部研修会又は 報告会及びO J T

附 則 (平成18年4月3日付け18本消技第9号)
この中期計画は平成18年4月3日から施行する。

附 則 (平成19年1月11日付け18本消技第1335号)
この中期計画は平成19年1月11日から施行する。

加工食品検査

1 個別に品質表示基準の定められた品目の検査（個別品質表示基準）

品目	実施件数	指導件数	指導率 (%)	改善件数	改善率 (%)
ベーコン類	52	1	1.9	1	100.0
ハム類	75	3	4.0	3	100.0
プレスハム	0	0	-	0	-
混合プレスハム	0	0	-	0	-
ソーセージ	74	5	6.8	5	100.0
混合ソーセージ	0	0	-	0	-
チルドハンバーグステーキ	13	0	-	0	-
チルドミートボール	7	0	-	0	-
チルドぎょうざ類	42	1	2.4	1	100.0
即席めん類	0	0	-	0	-
生タイプ即席めん	0	0	-	0	-
乾めん類	90	5	5.6	4	80.0
手延べそうめん類	0	0	-	0	-
マカロニ類	0	0	-	0	-
パン類	66	2	3.0	2	100.0
凍り豆腐	7	0	-	0	-
農産物漬物	157	42	26.8	42	100.0
乾燥マッシュポテト	0	0	-	0	-
さくらんぼ砂糖漬	0	0	-	0	-
乾しいたけ	253	0	-	0	-
果実かん詰及び果実びん詰	64	11	17.2	11	100.0
野菜かん詰及び野菜びん詰	11	0	-	0	-
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	18	3	16.7	3	100.0
調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	0	0	-	0	-
果実飲料	121	11	9.1	11	100.0
炭酸飲料	0	0	-	0	-
豆乳、調整豆乳及び豆乳飲料	57	10	17.5	10	100.0
ジャム類	216	44	20.4	44	100.0
レトルトパウチ食品	50	2	4.0	2	100.0
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	10	0	-	0	-
特殊包装かまぼこ類	19	3	15.8	3	100.0
風味かまぼこ	10	2	20.0	2	100.0
うに加工品	0	0	-	0	-
うにあえもの	0	0	-	0	-
削りぶし	0	0	-	0	-
煮干魚類及び煮干魚類粉末	60	1	1.7	0	0.0
乾燥わかめ	50	9	18.0	9	100.0
塩蔵わかめ	63	12	19.0	12	100.0
調理冷凍食品	38	0	-	0	-
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	77	4	5.2	3	75.0
風味調味料	0	0	-	0	-
乾燥スープ	0	0	-	0	-
しょうゆ	103	7	6.8	7	100.0
めん類等用つゆ	0	0	-	0	-
トマト加工品	39	6	15.4	6	100.0
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	0	0	-	0	-
ウスターソース類	34	4	11.8	4	100.0
食 酢	67	6	9.0	6	100.0
マーガリン類	15	0	-	0	-
ショートニング	0	0	-	0	-
精製ラード	0	0	-	0	-
食用植物油脂	43	3	7.0	2	66.7
アイスクリーム	38	0	-	0	-
みそ	153	13	3.0	12	92.3
果糖	0	0	-	0	-
計	2,192	210	10	205	98

2 個別に品質表示基準が定められたものを除く加工食品の検査(横断品質表示基準)

品目	検査件数	指導件数	指導率 (%)	改善件数	改善率 (%)
麦類	0	0	-	-	-
粉類	119	6	5.0	6	100.0
でん粉	96	2	2.1	2	-
野菜加工品・冷凍食品	100	4	4.0	4	100.0
果実加工品	94	7	7.4	7	100.0
茶、コーヒーおよびココアの調整品	536	31	5.8	27	87.1
香辛料	59	1	1.7	1	100.0
めん・パン類	63	5	7.9	4	80.0
穀類加工品	122	11	9.0	10	90.9
菓子類	264	18	6.8	17	94.4
豆類の調整品	190	8	4.2	7	-
砂糖類	29	1	3.4	1	-
その他の農産加工品	2	0	-	0	-
食肉製品	172	2	1.2	2	100.0
酪農製品	50	2	4.0	2	-
加工卵製品	51	4	7.8	3	75.0
その他の畜産加工品	318	5	1.6	5	100.0
加工魚介類	398	30	7.5	29	96.7
加工海藻類	126	5	4.0	5	100.0
その他の水産加工食品	1	0	-	-	-
調味料及びスープ	90	0	-	-	-
食用油脂	22	1	4.5	1	100.0
調理食品	220	7	3.2	7	100.0
その他の加工食品	0	0	-	-	-
飲料等	16	0	-	-	-
計	3,138	150	5	140	93

品目	検査件数	指導件数	指導率 (%)	改善件数	改善率 (%)
個別品質表示基準	2,192	210	10	205	98
横断品質表示基準	3,138	150	5	140	93
合計	5,330	360	7	345	96

国際規格に係る業務

1 国際標準化機構（ISO）審議団体関連

(1) 国際会議等

派遣期間	会議名	開催国（地）名	派遣職員数
18. 11. 13～11. 14	第5回 ISO/TC34/WG9専門家会合	イタリア（ミラノ）	1名
19. 3. 26～3. 28	第1回 ISO/TC89/SC3専門家会合	イタリア（ベニス）	2名
計	2回		3名

(2) 委員会

委員会名	開催年月日	内容	開催場所 (所在地)
第2回 ISO/TC34/JWG11作業部会	18. 6. 15	1. 第2回 ISO/TC34/JWG11専門家会合の報告について 2. ISO/DTS22003再投票対処方針作成について	センター本部 (さいたま市)
第7回 ISO/TC34/WG9専門分科会	18. 11. 1	1. 平成18年度国際規格対応強化・体制整備事業について 2. 第5回 ISO/TC34/WG9専門家会合への対処方針について	センター本部 (さいたま市)
第1回 ISO22000等監訳部会	19. 1. 20	1. ISO22000等監訳部会の設置について 2. ISO22000邦訳の検討について	日本規格協会 (東京都)
第2回 ISO22000等監訳部会	19. 3. 1	ISO/TS22003邦訳案の検討について	日本規格協会 (東京都)
第1回 ISO/TC89/SC3国内対策委員会	19. 3. 2	1. 投票結果、コメント等 2. フランス、ボルドー国際会議報告 3. コメント及び投票要請 4. イタリア、ベニス国際会議対処方針	センター本部 (さいたま市)
計		5回	

2 国際食品規格委員会（Codex）関連等

(1) 国際会議等

派遣期間	会議名	開催国（地）名	派遣職員数
18. 11. 21～11. 24	第15回 アジア地域調整部会 (CCASIA)	韓国（ソウル）	2名
19. 3. 5～3. 7	第28回 分析・サンプリング法部会（C CMAS）	ハンガリー（ブダペスト）	1名
計	2回		3名

(2) 国内会議

会 議 名	開 催 年月日	内 容	開催場所 (所在地)	主催者
第25回食品産業コーデックス対策委員会	18. 4. 13	1. コーデックス部会等の報告 第21回コーデックス連絡協議会において提言した意見及び質問について 2. 開催予定のコーデックス部会の議題内容、問題点及び対応策について (1) 第38回食品添加物・汚染物質部会 (2) 第34回食品表示部会 (3) 第26回分析・サンプリング法部会 3. その他 アジア地域調整部会における非発酵大豆製品(豆腐等)規格作成への対応についての報告	日本自転車会館 (東京都)	(財)食品産業センター
第22回コーデックス連絡協議会	18. 4. 18	1. 最近のコーデックス委員会の活動状況について (1) 第7回乳・乳製品部会 (2) 第38回残留農薬部会 2. 今後のコーデックス委員会の活動状況について (1) 第38回食品添加物・汚染物質部会 (2) 第34回食品表示部会 (3) 第16回食品残留動物用医薬品部会 (4) 第27回分析・サンプリング法部会	経済産業省 (東京都)	厚生労働省 農林水産省
第26回食品産業コーデックス対策委員会	18. 6. 9	1. コーデックス部会等の報告 (1) 第22回コーデックス連絡協議会において提言した意見及び質問について (2) 第23回一般原則部会 (3) 第38回食品添加物・汚染物質部会 (4) 第34回食品表示部会 (5) 第27回分析・サンプリング法部会 2. 開催予定のコーデックス部会の議題内容、問題点及び対応策について 第29回コーデックス総会	日本自転車会館 (東京都)	(財)食品産業センター
第23回コーデックス連絡協議会	18. 6. 13	1. 最近のコーデックス委員会の活動状況について (1) 第23回一般原則部会 (2) 第38回食品添加物・汚染物質部会 (3) 第34回食品表示部会 (4) 第16回食品残留動物用医薬品部会 (5) 第27回分析・サンプリング法部会 2. 開催予定のコーデックス部会の議題内容、問題点及び対応策について 第29回コーデックス総会	経済産業省 (東京都)	厚生労働省 農林水産省
第27回食品産業コーデックス対策委員会	18. 10. 5	1. コーデックス部会等の報告 (1) 第23回コーデックス連絡協議会において提言した意見及び質問について (2) 第29回総会 2. 開催予定のコーデックス部会の議題内容、問題点及び対応策について (1) 第28回栄養・特殊用途食品部会 3. その他 G S F A (食品添加物一般基準) に対するコメントの件	南青山会館 (東京都)	(財)食品産業センター
第24回コーデックス連絡協議会	18. 10. 16	1. 最近のコーデックス委員会の活動状況について (1) 第29回総会 (2) 第28回魚類・水産品部会 2. 今後のコーデックス委員会活動状況について (1) 第28回栄養・特殊用途食品部会 (2) 第15回食品輸出入検査・認証制度部会 3. その他 第6回バイオテクノロジー応用食品特別部会	農林水産省 飯野会議室 (東京都)	厚生労働省 農林水産省

会 議 名	開 催 年月日	内 容	開催場所 (所在地)	主催者
第28回食品産業コーデックス対策委員会	18.11.7	1. コーデックス部会等の報告 第24回コーデックス連絡協議会において提言した意見及び質問について 2. 開催予定のコーデックス部会の議題内容、問題点及び対応策について (1) 第15回アジア地域調整部会 (2) バイオテクノロジー応用食品特別部会 (3) 第38回食品衛生部会	三会堂ビル (東京都)	(財)食品産業センター
第25回コーデックス連絡協議会	18.11.16	1. 最近のコーデックス委員会の活動状況について (1) 第28回栄養・特殊用途食品部会 (2) 第15回食品輸出入検査・認証制度部会 2. 今後のコーデックス委員会活動状況について (1) 第15回アジア地域調整部会 (2) 6回バイオテクノロジー応用食品特別部会 (3) 第38回食品衛生部会	農林水産省 (東京都)	厚生労働省 農林水産省
第29回食品産業コーデックス対策委員会	19.2.6	1. コーデックス部会等の報告 (1) 第25回コーデックス連絡協議会において発言した意見及び質問について (2) 第28回栄養・特殊用途食品部会 (3) 第15回アジア地域調整部会 (4) 6回バイオテクノロジー応用食品特別部会 (5) 第38回食品衛生部会 2. 開催予定のコーデックス部会の議題内容、問題点及び対応策について 第28回分析・サンプリング法部会	南青山会館 (東京都)	(財)食品産業センター
第26回コーデックス連絡協議会	19.2.19	1. 最近のコーデックス委員会の活動状況について (1) 第15回アジア地域調整部会 (2) 6回バイオテクノロジー応用食品特別部会 (3) 第38回食品衛生部会 2. 今後のコーデックス委員会活動状況について 第28回分析・サンプリング法部会	三田共用会議所 (東京都)	厚生労働省 農林水産省
第30回食品産業コーデックス対策委員会	19.3.15	1. コーデックス部会等の報告 (1) 第26回コーデックス連絡協議会において提言した意見及び質問について (2) 第28回分析・サンプリング法部会 2. 開催予定のコーデックス部会の議題内容、問題点及び対応策について (1) 第24回一般原則法部会 (2) 第39回食品添加物部会 (3) 第35回食品表示部会 (4) 第1回汚染物質部会 3. その他 植物繊維の定義について	三会堂ビル (東京都)	(財)食品産業センター
第27回コーデックス連絡協議会	19.3.19	1. 最近のコーデックス委員会の活動状況について 第28回分析・サンプリング法部会 2. 今後のコーデックス委員会活動状況について (1) 第24回一般原則法部会 (2) 第1回汚染物質部会 (3) 第39回食品添加物部会 (4) 第35回食品表示部会 (5) 第39回残留農薬部会	農林水産政策研究所霞ヶ関分室 セミナー室 (東京都)	厚生労働省 農林水産省
計		12回		

講習会の開催

1 食品品質等知見活用講習会

実施センター	実施回数	主催・要請	参加者の人数	対象者	講習会のテーマ
本部	1	主催	30	消費者	消費者セミナー
小樽	1	主催	81	消費者	くらしに活かそう！食品表示
仙台	1	主催	26	事業者団体等	食品表示の監視体制とJAS表示制度
横浜	1	主催	68	消費者	JAS制度の最新の動きと農水省の監視体制
名古屋	1	主催	15	消費者	JAS法における食品表示と監視体制
神戸	1	主催	23	消費者	食品情報とその真正性について
岡山	1	主催	101	その他	どう変わったの？加工食品の表示方法
門司	1	主催	156	事業者団体等	加工食品の表示に関する講習会
計		8回			

2 食品等リスク情報共有化講習会

実施センター	実施回数	主催・要請	参加者の人数	対象者	講習会のテーマ
本部	3	主催	69	消費者	食品のリスクに関する意見交換会
		主催	48	消費者	地域の指導者育成講習会（栃木）
		主催	79	消費者	地域の指導者育成講習会（埼玉）
小樽	2	要請	150	消費者	北海道食品表示地域フォーラム
		主催	42	消費者	地域の指導者育成講習会（北海道）
仙台	7	要請	55	消費者	最近の食品表示について（原料原産地）
		要請	26	消費者	食品表示について（原料原産地）
		要請	26	消費者	最近の食品表示について
		要請	32	消費者	最近の食品表示について（原料原産地表示）
		要請	19	事業者団体等	最近の食品表示について
		要請	24	消費者	加工食品の表示について（原料原産地）
		主催	58	地方公共団体等	食品の安全情報の共有化を目指して
横浜	1	主催	67	消費者	もっと知ろう！農薬のこと
名古屋	2	要請	278	消費者	消費者が求める食品表示
		主催	37	消費者	正しい食品表示を確保するために
神戸	2	主催	84	消費者	食の安全情報の共有化を目指して
		要請	360	消費者	食の安全と消費者の信頼確保に向けて
岡山	2	要請	79	事業者団体等	残留農薬のポジティブリスト制度
		主催	52	その他	地域の指導者育成講習会
門司	1	主催	57	事業者団体等	地域の指導者育成講習会（福岡）
計		20回			

3 地方公共団体職員研修

	実施センター	実施回数	実施年月日	参加者の人数	講義内容	実技内容
ブロック研修	本部	1	18.7.5 ～7.6	21	<ul style="list-style-type: none"> 加工食品品質表示基準の一部改正等 事業者の安心・安全の取組と消費者対応 ISO22000の概要 遺伝子組換え食品の現状～センターにおける分析技術～ 遺伝子組換え食品の現状～表示の実態～ 	<ul style="list-style-type: none"> 食品の簡易テスト～食品のにおいの判定～
	小樽	1	18.7.20	15	<ul style="list-style-type: none"> 簡易分析 たしかめてみよう 加工食品の原料原産地表示とその表示方法等について 食品表示の真正性の判別技術 	<ul style="list-style-type: none"> 簡易分析 たしかめてみよう 食品表示の真正性の判別技術
	仙台	1	18.7.20 ～7.21	21	<ul style="list-style-type: none"> 改正JAS法の概要 農産物の残留農薬分析について 企業における商品の自主回収事例について 食品の産地表示判別技術等について 	<ul style="list-style-type: none"> 食品の表示判別技術について ①米の鮮度判別 ②乾しいたけの栽培方法判別
	横浜	1	18.7.5 ～7.6	13	<ul style="list-style-type: none"> 消費技術センターにおける食品の安全性に関する検査の概要について 	<ul style="list-style-type: none"> 残留農薬の簡易測定法(検査キット使用) 乾しいたけの原木栽培及び菌床栽培の判別法
	名古屋	1	18.7.11 ～7.12	11	<ul style="list-style-type: none"> 食品表示をめぐる最近の話題 	<ul style="list-style-type: none"> 緑茶の商品知識 緑茶を知ろう ビタミンCの簡易テストと滴定法について
	神戸	1	18.8.2	20	<ul style="list-style-type: none"> 食品の安全と安心を巡る事情 かび毒について 	<ul style="list-style-type: none"> しいたけの栽培方法の見分け方
	岡山	1	18.7.11 ～7.12	23	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産行政における食の安全・安心施策について クレームについて 農産物の産地判別等について 有機農産物、有機畜産物等のJAS規格について 改正加工食品品質表示基準について 	<ul style="list-style-type: none"> 食品の簡易テスト
	門司	1	18.7.19 ～7.20	20	<ul style="list-style-type: none"> 有機畜産JASについて 	<ul style="list-style-type: none"> 食肉の安全性、格付、流通等について 品質表示基準の制定と改正について～表示がどう変わるのか、事例に基づく演習～ 調理と残留農薬の関係について 食品等の簡易テスト及び品質評価 ①残留農薬の簡易分析 ②レブリン酸反応による本醸造しょうゆの確認 ③めん類の品質特性と品質評価について
計			8回			

4 技術講習会

実施センター	実施回数	主催・要請	参加者の人数	対象者	講習会のテーマ
本部	1	主催	71	事業者	食品表示の品質管理
小樽	1	主催	54	事業者	ISO22000の導入について
仙台	1	主催	60	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東北における地域ブランド食品開発の課題 ・ 東北における地域ブランド開発の事例分析 ・ 加工食品の原料原産地表示制度
横浜	1	主催	32	事業者	ISO22000の最新情報と導入ポイント
名古屋	1	主催	41	事業者	ISO22000について
神戸	1	主催	52	事業者	食品表示について－食品表示に関する一元化窓口の現場から－
岡山	1	主催	48	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO22000について ・ 病原微生物の制御方法と必要性
門司	1	主催	160	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ JAS法の食品表示全般 ・ 加工食品品質表示基準改正
計		8回			

消費者相談受付状況

	制度・基準	品質・規格	表示	安全・衛生	量目	価格	包装・容器	販売・サービス	商品知識	生産・流通・消費	資料請求・照会	輸出入・貿易	栽培・養殖・飼育	機能・効能	苦情	その他	計	分析件数
生き物	1								2		1	1				1	6	
種・苗・花き	1								1							1	3	
穀類及びその加工品	30	13	51	26	1	1	1	2	34	2	5		2	2	4	12	186	
豆類、いも類及びその加工品	19	2	43	17					22	4	3	1		2		3	116	
青果物及びその加工品	48	28	77	55	3		1		109	6	6	1	7	15	3	14	373	3
他の農産物及びその加工品	6	6	20	8	1				30	2				3		2	78	1
畜産物及びその加工品	32	15	61	35	3			1	31	4		5	1	1	4	8	201	2
牛乳及びその加工品	4	3	4	1					10	2				3		2	29	
水産物及びその加工品	32	14	126	33	2			1	40	1	3		1		1	7	261	2
油脂類	2	2	6	11					14		1					1	37	2
調味料及びスープ類	8	6	29	6					17		4			1		2	73	
飲料	23	13	28	19				1	60		2		1	2	2	6	157	2
菓子	15	1	53	19					5								93	
その他の加工食品	15	1	26	8		1	1	1	15	4		1		1	1		75	1
新食品	3		7	3	1				4					1		3	22	
食品添加物	2	2	6	11		1			18	1	4			1		6	52	
林産物	3	1		3					2		2				1		12	
農薬・肥飼料等・医薬品	9			5					5		2					4	25	
機械・用具				2												1	3	
特定の商品をあげないもの	124	3	104	26	3			2	21	3	20		1	2	3	23	335	
その他	3	3		3			1	3	4		11		1		3	27	59	
農政	15		1	4						2	4	1			1	7	35	
農業													1				1	
林業																		
畜産業																		
食品流通				1						1							2	
計	395	113	642	296	14	3	4	11	444	32	68	10	15	34	23	130	2,234	13

効果測定の結果

1 各種講習会及び研修会のアンケート

項目	実施回数	配布数	回収数	回収率(%)	満足度平均
食品品質等知見活用講習会	8	500	433	86.6	3.8
食品等リスク情報共有化講習会	20	591	510	86.3	4.2
地方公共団体職員等研修	8	149	144	96.6	4.0
技術講習会	8	518	431	83.2	3.8

注 満足度平均は、 $\Sigma \{ (\text{点数}) \times (\text{件数}) \} / (\text{回収数})$ で計算し、小数点以下第2位を四捨五入している。

2 講師派遣

項目	実施回数	配布数	回収数	回収率(%)	満足度平均
消費者等を対象とした講習会	50	50	50	100.0	4.8
事業者等を対象とした講習会	279	233	233	100.0	4.6

注 満足度平均は、 $\Sigma \{ (\text{点数}) \times (\text{件数}) \} / (\text{回収数})$ で計算し、小数点以下第2位を四捨五入している。

3 広報誌、ホームページのアンケート

項目	実施回数	配布数	回収数	回収率(%)	問い	平均点
広報誌	1	3,030	1,161	38.3	広報誌の記事内容について	3.8
ホームページ	1	—	66	—	ホームページの掲載情報について	3.7
メールマガジン	1	3,843	37	1.0	メールマガジンの掲載内容について	4.1

注 ホームページのアンケートは、平成18年9月1日～10月31日までセンターのホームページ上に掲載した。

職員技術研修（研修一覧）

研修名		実施場所	回数	参加延べ人数
新規採用者導入研修		本部	1	11
技術系職員基礎研修		本部	1	15
専門 技術 研修	分析技術研修	派遣	22	41
		センター内	15	55
	業務技術研修	派遣	3	7
		センター内	-	-
		計	40	103
技能 能力 向上 研修	分析技術向上研修	本部	16	161
		小樽センター	3	36
		仙台センター	5	17
		横浜センター	6	61
		名古屋センター	7	61
		神戸センター	8	87
		岡山センター	4	55
		門司センター	3	52
	業務技術向上研修	本部	5	8
		小樽センター	-	-
		仙台センター	-	-
		横浜センター	1	1
		名古屋センター	-	-
		神戸センター	1	31
岡山センター		-	-	
門司センター		-	-	
		計	59	570
資格 取得 研修	技術資格取得研修		-	-
	ISO9000審査員研修		11	12
	調査員内部研修		4	35
	内部監査員研修		4	134
	JAS立入検査員内部研修		9	166
	その他の有資格者養成研修 (ISO9000内部監査員研修, ISO/IEC17025内部監査員研修)		5	9
			計	33
その 他の 研修	語学研修		1	12
	情報セキュリティ研修		8	454
	その他の研修		1	12
			計	10

外部精度管理（技能試験）

(1) 平成17年度計画分で、平成18年度に終了した技能試験

区分	分析内容	参加人数	概要等
外部 精度管理	パツリン (FAPAS1623)	本部1名 小樽1名 横浜1名 神戸1名 合計4名	CSL（イギリスの独立行政法人）主催による食品分析に係る技能試験プログラム（以下「FAPAS」という。）のパツリン分析（サンプル形態：アップルジュース（濁））に参加した。 CSLのzスコアによる統計評価の結果、参加者全員が「問題なし」という結果であった。
	二酸化硫黄 (FAPAS2039)	横浜1名 神戸1名 門司1名 合計3名	FAPASの二酸化硫黄分析（サンプル形態：乾燥アブリコットの懸濁液）に参加した。 CSLのzスコアによる統計評価の結果、参加者全員が「問題なし」という結果であった。
	RRS (GeM S36)	本部2名 定性2名 定量2名	CSL主催による遺伝子組換え食品の定性・定量分析に係る技能試験プログラム（以下「GeMMA」という。）のRRS分析（サンプル形態：100%大豆粉）に参加した。 陰性試料と陽性試料の2試料について定性試験及び定量試験を行った。 定性試験では、陰性試料に対し、参加者全員が陽性と判定したが、参加者の野帳等の記録類を確認したところ判定に間違い等の問題がなかったこと、及びGeMMAの試験者全体のうち、陰性試料の正解者は53%であったことから、配付試料でのコンタミネーションが原因と考えられた。 定量試験では、陰性試料に対しては参加者全員が検出限界未満であり、陽性試料に対してはCSLによる統計評価の結果、参加者全員が「問題なし」という結果であった。
	ゼアラレノン (FAPAS2225)	本部1名 神戸1名 合計2名	FAPASのゼアラレノン分析（サンプル形態：動物飼料）に参加した。 CSLのzスコアによる統計評価の結果、参加者全員が「問題なし」という結果であった。
	残留農薬 (FAPAS1956)	本部2名 小樽1名 横浜2名 名古屋2名 神戸3名 岡山2名 合計12名	FAPASの残留農薬分析に参加した。サンプルは当初ピーチビューレが予定されていたが、技能試験申込み後にナツメヤシビューレに変更された。 CSLのzスコアによる統計評価の結果、5名が「疑わしい」という結果であったが、参加者の検量線等の記録類に問題はなく、またセンターの一斉分析法はナツメヤシに対しバリデーションをとっていないことから、当該参加者が真に「疑わしい」か否かの評価ができなかった。
	RRS (GeM S33)	本部1名 定性1名 定量1名 横浜2名 定性2名 定量0名 神戸3名 定性3名 定量2名 合計6名 定性6名 定量3名	GeMMAのRRS分析（サンプル形態：100%大豆粉）に参加した。 陰性試料と陽性試料の2試料について定性試験及び定量試験を行った。 定性試験では、陰性試料に対し、1名が陽性と判定したが、参加者の野帳等の記録類を確認したところ判定に間違い等の問題がなかった。 このことから、分析技術的問題と試料のコンタミネーションの問題の双方が考えられたが、当該参加者は平成18年4月に他機関へ異動したため、再試験による確認ができなかった。 定量試験では、陰性試料に対しては参加者全員が検出限界未満であり、陽性試料に対してはCSLによる統計評価の結果、参加者全員が「問題なし」という結果であった。
	GMO	本部1名	財団法人食品薬品安全センター（以下「食品薬品安全センタ

	(定量1名)	一」という。)主催の平成17年度組換えDNA食品検査外部精度管理調査(サンプル形態:トウモロコシ粉)に参加した。 数種類の組換え系統が混入された試料を分析した。 食品薬品安全センターのzスコアによる統計評価の結果、「十分管理されている」という結果であった。 また、x-R管理図による評価の結果で上部管理限界を超えた系統があったが、参加者の野帳等の記録類を確認したところ計算間違い等の問題はなかった。 このことから、分析技術的問題と考えられるが、当該参加者は平成18年4月に他機関へ異動したため、再試験による確認ができなかった。	
	水分、灰分、窒素分 (FAPAS2419)	本部3名 小樽1名 仙台2名 横浜1名 名古屋1名 神戸1名 岡山1名 門司1名 合計11名	FAPASの栄養成分(水分、灰分、窒素分)分析(サンプル形態:パン粉)に参加した。 CSLのzスコアによる統計処理の結果、水分及び窒素分については全員が「問題なし」という結果であった。 灰分については5名の参加者が「不満足」となったが、報告書等の記録類を確認したところ計算間違い等の問題はなく、また分析方法、機器の状態にも問題はなかったため原因究明はできなかった。 このことから、「不満足」となった参加者に対して再試験を行い、その手順を分析に熟練した者に確認させたところ、手順に問題はなかった。
センター間 精度管理			
計 8 回 (外部精度管理 8 回、センター間精度管理 0 回) 41 人 (参加延べ人数)			

(2) 平成18年度計画分で終了した技能試験

区分	分析内容	参加人数	概要等
外部 精度管理	全窒素分、水分 (FAPAS2420)	本部2名 小樽1名 仙台1名 横浜1名 名古屋1名 神戸1名 岡山1名 門司1名 合計9名	FAPASの栄養成分(全窒素分、水分)分析(サンプル形態:小麦粉)に参加した。 CSLのzスコアによる統計評価の結果、参加者全員が「問題なし」という結果であった。
	デオキシニバレノール (FAPAS2229)	本部2名 神戸5名 門司3名 合計10名	FAPASのフザリウム(デオキシニバレノール)分析(サンプル形態:小麦粉)に参加した。 CSLのzスコアによる統計評価の結果、参加者全員が「問題なし」という結果であった。
	残留農薬 (FAPAS0944)	本部9名 小樽4名 神戸6名 合計19名	FAPASの残留農薬分析(サンプル形態:小麦粉)に参加した。 試験試料に、センターの一斉分析法の対象農薬が含まれていなかったため、分析値の評価はできなかったが、誤って検出した試験者はいなかったことから、試験結果に問題はなかった。
	アルコール濃度 (FAPAS1339)	本部7名	FAPASのアルコール分析(サンプル形態:ウイスキー)に参加した。 CSLのzスコアによる統計評価の結果、参加者全員が「問題なし」という結果であった。
	ゼアラレノン (FAPAS2231)	本部1名 名古屋3名 神戸5名 合計9名	FAPASのフザリウム(ゼアラレノン)分析(サンプル形態:朝食用シリアル)に参加した。 CSLのzスコアによる統計評価の結果、参加者全員が「問題なし」という結果であった。
	RRS	本部3名	GeMMAのRRS分析(サンプル形態:100%大豆粉)

	(GeM S38)	〔定性3名〕 〔定量3名〕 〔横浜2名〕 〔定性2名〕 〔定量0名〕 〔神戸5名〕 〔定性5名〕 〔定量2名〕 〔合計10名〕 〔定性10名〕 〔定量5名〕	に参加した。 陰性試料と陽性試料の2試料について定性試験及び定量試験を行った。 定性試験では、陰性試料に対し、4名が陰性と判定したが、GeMMA全参加者の52%が陰性試料を陽性と判定したため、(全参加者のコンセンサスと)「不一致」と評価された。CSLの報告書では陰性試料にコンタミネーションがあった可能性が指摘されている。 定量試験では、陰性試料に対しては参加者全員が検出限界未満であり、陽性試料に対しては、CSLのzスコアによる統計処理の結果、参加者全員が「問題なし」という結果であった。
	総As、Cd、Pd、総Hg、Cu (FAPAS0774)	本部2名 神戸2名 合計4名	FAPASの金属汚染物質(総As、Cd、Pd、総Hg、Cu)分析(サンプル形態:魚肉缶詰)に参加した。 CSLのzスコアによる統計評価の結果、総As、Cuについては全員が「問題なし」であった。Cdについては1名が「疑わしい」であったが、Cdの測定値が検出限界以下であるにもかかわらず、定量値を報告したことが原因であった。総Hgについては2名が「不満足」であったが、センターで採用している分析法がHgの測定に対しバリデーションがとられていないことが原因と考えられた。 なお、Pbは「assigned value」が算出されず、zスコア等による統計評価は実施されなかった。
	デオキシニバレノール、ニバレノール	本部1名 神戸1名 門司1名 合計3名	食品薬品安全センター主催によるデオキシニバレノール及びニバレノール分析(サンプル形態:小麦)の技能試験に参加した。 食品薬品安全センターのzスコアによる統計評価の結果、デオキシニバレノールについて、1名が「疑わしい」となったが、参加者のチャート等の記録類を確認したところ問題はなく、原因究明はできなかった。 このことから、「疑わしい」となった参加者に対して再試験及びブラインドテストを行ったところ、他の試験者の測定値と同等の測定値であった。
	RRS (GeM S41)	〔本部1名〕 〔定性1名〕 〔定量1名〕 〔神戸1名〕 〔定性1名〕 〔定量0名〕 〔合計2名〕 〔定性2名〕 〔定量1名〕	GeMMAのRRS分析(サンプル形態:100%大豆粉)に参加した。 陰性試料と陽性試料の2種類について定性試験及び定量試験を行った。 定性試験では、陰性試料に対し、1名が陰性と判定したが、GeMMA全参加者の53%が陰性試料を陽性と判定したため、(全参加者のコンセンサスと)「不一致」と評価された。CSLの報告書では陰性試料にコンタミネーションがあった可能性が指摘されている。 定量試験では、1名が参加し、陰性試料に対しては検出限界未満であり、陽性試料についてはCSLのzスコアによる統計処理の結果、「問題なし」という結果であった。
	果糖、ぶどう糖 (FAPAS2813)	本部2名 小樽1名 仙台1名 横浜1名 名古屋1名 神戸1名 岡山1名 門司1名 合計9名	FAPASの果糖及びぶどう糖分析(サンプル形態:蜂蜜)に参加した。 CSLのzスコアによる統計評価の結果、1名が果糖、ぶどう糖の両項目について、「不満足」という結果であったが、参加者の野帳等の記録類を確認したところ、計算間違いであることが判明した。 このことから、再発防止策として、計算結果を他者が確認するようなシステムを技能試験マニュアルに盛り込んだ。
センター間 精度管理	残留農薬	本部4名 小樽1名 仙台2名 横浜3名 名古屋1名 神戸2名 岡山2名 門司1名 合計16名	農林水産消費技術センター主催によるセンター間技能試験として残留農薬分析(サンプル形態:ほうれん草ピューレ)を実施した。 検出農薬成分が正しく、かつ、回収率が70%~120%である場合を「適正」とした結果、2名が同一の1農薬について回収率が低く「不適正」という結果であったが、原因究明の結果、GC/MSの注入口付近の汚れ等が原因と考えられた。 このことから、当該箇所のメンテナンス後、当該2名に対し再試験を実施した結果、「適正」な回収率であり、当該2名の技能に問題は無いことが確認された。

アルコール分	本部 6名 小樽 2名 仙台 2名 横浜 2名 名古屋 2名 神戸 2名 岡山 2名 門司 2名 合計20名	農林水産消費技術センター主催によるセンター間技能試験としてアルコール分析（サンプル形態：しょうゆ）を実施した。センターから20名、外部機関から5名が参加した。 品質保証課のzスコアによる統計評価の結果、参加者全員が「問題なし」という結果であった。
全窒素分	本部17名 小樽 4名 仙台 4名 横浜 7名 名古屋 3名 神戸 5名 岡山 3名 門司 6名 合計49名	農林水産消費技術センター主催によるセンター間技能試験として全窒素分分析（サンプル形態：しょうゆ）を実施した。品質保証課のzスコアによる統計評価の結果、参加者全員が「問題なし」という結果であった。
安定同位体比による糖類混入判別	本部 2名	農林水産消費技術センター主催によるセンター間技能試験として糖類混入判別の定性分析（サンプル形態：蜂蜜）を実施した。 C4植物由来の糖分が含有されている試料と含有されていない試料の2試料について、C4植物由来の糖判別の定性分析を行い、判別結果が正解した場合に「適正」とした結果、参加者全員が「適正」という結果であった。
計 14 回（外部精度管理 10 回、センター間精度管理 4 回） 169 人（参加延べ人数）		

(3) 平成18年度計画分で、平成19年度に持ち越した技能試験

区分	分析項目	参加人数	参 考
外部 精度管理	Cd及び必須元素	本部 1名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所が主催するCd及び必須元素分析（サンプル形態：精米粉末）の技能試験に参加した。 分析結果は主催者に報告済みである。
	Fe、Zn (FAPAS1845)	本部 4名 横浜 2名 神戸 4名 合計10名	FAPASのFe及びZn分析（サンプル形態：パン粉）に参加した。 分析結果は主催者に報告済みである。
	残留農薬 (FAPAS1965)	本部 9名 小樽 4名 仙台 5名 横浜 6名 名古屋 6名 神戸 6名 岡山 4名 門司 5名 合計45名	FAPASの残留農薬分析（サンプル形態：レタスピーューレ）に参加した。 分析結果は主催者に報告済みである。
	GMO	本部 1名 (定量1名)	食品薬品安全センター主催のRRS分析（サンプル形態：100%大豆粉）の技能試験に参加した。 分析結果は主催者に報告済みである。
センター間 精度管理			
計 4 回（外部精度管理 4 回、センター間精度管理 0 回） 57 人（参加延べ人数）			